

官報號外

昭和十二年三月二十五日

○第一回帝國議會衆議院議事速記錄第三十號

昭和十二年三月二十四日(水曜日)

午後二時十五分開議

議事日程 第三十一號

午後一時開議

第一 肥料取締法中改正法律案（政府

提出、貴族院送付)

第二 汽油組合法中改正法律案（政府）

提出 費旗院送付) 第一讀會

第三回 無縫管住極功會福濟口直正
法律案(啟請提出、貴族院答付)

清江先生集

第四 特許法中改正法律案(政府提出、

貴族院送付)

第五 商標法中改正法律案(政府提出、

貴族院送付)

第六 不正競争防止法中改正法律案

(政府提出 賽旗院送付) 第一讀會

第七 永徵治中改正治行第(政府擬用
貴疾院送付)

第八 產業組合中央金庫法中改正法律

案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

衆議院議事速記錄第三十號 議長ノ報告

自昭和十一年一月
至同年三月昭和
和十年度豫備金外=

第二十三 司法書士法中改正法律案
(中山福藏君外一名提出) 第一讀會

二十四 未成年者飲酒禁止法中改正
法律案(坂東幸太郎君外十一名提出)
第一讀會

二十五 勞働組合法案(鈴木文治君
外一名提出) 第一讀會

二十六 小作法案(杉山元治郎君外
三名提出) 第一讀會

二十七 猪獵法中改正法律案(鈴木
正吾君提出) 第一讀會

二十八 競争入札ノ取締等ニ關スル
法律案(福田關次郎君提出) 第一讀會

二十九 刑事訴訟法中改正法律案
(岡本實太郎君外一名提出) 第一讀會

三十 刑事訴訟法中改正法律案(内
藤正剛君外一名提出) 第一讀會

三十一 刑事訴訟法中改正法律案
(牧野賤男君外八名提出) 第一讀會

三十二 產師法案(土屋清三郎君外
五名提出) 第一讀會

三十三 產師法案(山口久吉君提出)
第一讀會

三十四 辨護士法中改正法律案(池
田清秋君外八名提出) 第一讀會

三十五 家祿賞典祿給與未濟ニ關ス
ル法律案(原口初太郎君外六名提出)
第一讀會

三十六 私生子ノ名稱ニ關スル法律
案(内藤正剛君外一名提出) 第一讀會

第三十七 行政執行法中改正法律案

(内藤正剛君外二名提出)

第一讀會

第三十八 刑法中改正法律案 (中山福

藏君外二名提出)

第一讀會

第三十九 刑法中改正法律案 (牧野賤

男君外八名提出)

第一讀會

第四十 刑事判決宣告猶豫ニ關スル法

律案(中山福藏君外二名提出)

第一讀會

第六十一 審察法中改正法律案 (中山

福藏君外二名提出)

第一讀會

第四十二 審察法中改正法律案 (牧野

賤男君外七名提出)

第一讀會

第四十三 交通機關調整法案 (田中好

君外一名提出)

第一讀會

第四十四 横太衆議院議員選舉法施

行ニ關スル法律案 (石坂豊一君外四

名提出)

第一讀會

第四十五 民法施行法中改正法律案

(大石大君外三名提出)

第一讀會

第四十六 航空事業獎勵法案 (中村嘉

壽君提出)

第一讀會

第四十七 航空事業獎勵法案 (末松偕

一郎君外一名提出)

第一讀會

第四十八 護國共同組合法案 (小林鈞

君外二名提出)

第一讀會

第四十九 民族優生保護法案 (荒川五

郎君外三名提出)

第一讀會

第五十 輸出組合法中改正法律案 (原

王重君提出)

第一讀會

第五十一 重要物產同業組合法中改正

法律案(原玉重君提出)

第一讀會

第五十二 商業組合法中改正法律案

(原玉重君提出)

第一讀會

第五十三 工業組合法中改正法律案

(原玉重君提出)

第一讀會

第五十四 六大都市特別市制實施ニ

關スル法律案 (瀬川嘉助君外十名提出)

第一讀會

第五十五 大正十二年法律第五十二號

中改正法律案 (司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル件) (松永東君外二名提出)

第一讀會

第五十六 恩給法中改正法律案 (宮脇長吉君外一名提出)

第一讀會

第五十七 糜絲業組合法中改正法律案

(清水留三郎君外二名提出)

第一讀會

第五十八 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(中村又一君外五名提出)

第一讀會

第五十九 理容師法案 (中山福藏君外十名提出)

第一讀會

第六十 建築士法案 (小西和君外七名提出)

第一讀會

第六十一 金錢債務臨時調停法廢止法

律案(升田憲元君外十三名提出)

第一讀會

第六十二 行政裁判所法案 (宮古啓三郎君提出)

第一讀會

第六十三 行政訴訟法案 (宮古啓三郎君提出)

第一讀會

官吏制服制定ニ關スル質問主意書

提出者

(以上三月二十三日提出)

森下 國雄君

一昨二十三日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係

ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

第六十四 訴願法案 (宮古啓三郎君提出)

第一讀會

君提出

第六十五 權限裁判法案 (宮古啓三郎君提出)

第一讀會

第六十六 行政裁判官懲戒法案 (宮古啓三郎君提出)

第一讀會

第六十七 郷又ハ町村祿高ニ對スル公債證書給與ニ關スル法律案 (寺田市正君外三名提出)

第一讀會

第六十八 民事訴訟法中改正法律案

第一讀會

(牧野賤男君外八名提出)

第一讀會

第六十九 觀光地助成法案 (田中好君外一名提出)

第一讀會

第七十 懲罰委員 篠原 義政君 (立川太郎君君補闕)

第二部選出

豫算委員 浅沼稻次郎君 (龜井貫一郎君補闕)

第六部選出

懲罰委員 藤生安太郎君 (沖藏君補闕)

第九部選出

懲罰委員 中野 治介君 (宮澤裕君補闕)

常任委員左ノ如シ

第四部選出豫算委員 芦田 均君

一昨二十三日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル

常任委員左ノ如シ

第四部選出豫算委員 前田 幸作君

一昨二十三日衆議院規則第二百十一條ニ依

リ解任セラレタル常任委員左ノ如シ

第四部選出決算委員

二昨二十三日委員長補闕選舉ノ結果左ノ如シ

議院法中改正法律案(政府提出)委員

委員長 原 夫次郎君

(委員横山金太郎君)

郎君昨二十三日委員長辭任

=付其ノ補闕

八角 三郎君 佐々木家壽治君
小林 鑄君 鶴 惣市君

末次虎太郎君

河上丈太郎君 池崎 忠孝君

辯井 義道君

一昨二十三日委員長及理事五選ノ結果左ノ

農村負債整理資金特別融通及損失補償法
案(政府提出)委員

如シ

防空法案(政府提出)委員

八角 三郎君 佐々木家壽治君
小林 鑄君 鶴 惣市君

末次虎太郎君

河上丈太郎君 池崎 忠孝君

辯井 義道君

高松 長三君

松田喜三郎君

高橋熊次郎君

補闕河野 一郎君

永田善三郎君

補闕小林 三郎君

宮本雄一郎君

補闕深澤豊太郎君

高橋綾川 武治君

補闕金井 正夫君

太田信治郎君

中山 福藏君

高橋綾川 武治君

正夫君

太田信治郎君

中山 福藏君

高橋綾川 武治君

正夫君

第一條 本法ニ於テ肥料ト稱スルハ左ニ
第一植物ノ榮養ニ供用スル肥料
第二 前號ニ掲タル肥料ノ外植物ノ栽培
第三 土地ニ施用スル肥料又ハ肥料ノ醸
酵促進ニ供用スル肥料ニシテ命令ヲ
以テ指定スルモノ

第三條ノ二 主務大臣ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ肥料ノ調合ノ用ニ供スル肥料ノ
種類及品質ヲ制限スルコトヲ得

第八條中「植物ノ榮養ニ供用スル肥料」ヲ
「第一條ニ掲タル肥料」ニ改ム

第五十五條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ營利ヲ目的トセズシテ肥料ノ製造、
輸入、移入又ハ賣買ノ事業ヲ爲ス者(肥料取
扱者)ニ對シ本法ノ全部又ハ一部ヲ
適用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本
法中營業、營業所、肥料營業者、肥料
營業又ハ營業者トアルハ夫々事業、事
業所、肥料取扱者、肥料事業又ハ取扱
者トス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一條第二号ノ命令施行ノ際現ニ當該命
令ニ依リ指定セラレタル肥料ノ製造、輸
入、移入若ハ賣買ヲ營業ト爲ス者又ハ其
ノ營業ヲ承繼シタル者ハ當該命令施行ノ
日ヨリ三月ヲ限リ第二條又ハ第三條ノ規
定ニ拘ラズ其ノ營業ヲ行フコトヲ得

前項ニ掲タル者前項ノ期間内ニ免許又ハ
希望致シマス

○議長(富田幸次郎君) 本案ノ審査ヲ付託

認可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ
對スル處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

○國務大臣(山崎達之輔君) 只今上程セラ
レマシタ肥料取締法中改正法律案提案ノ理
由ヲ御説明申上ゲマス、現行肥料取締法
ハ、販賣肥料ノ品質保全ヲ目的ト致シマシ
テ、明治四十一年制定セラレタモノデゴザ
リマシテ、相當ノ效果ヲ擧ゲ來タモノデア
リマス、然ルニ時勢ノ推移ニ伴ヒマシテ、
所謂間接肥料等ノ種類内容が漸ク複雑トナ
リマシテ、殆ド其效果ノ疑ハシキモノサヘ
出現致シマシタ、農家ヲシテ經濟上又ハ施
肥上過誤ニ陥ラシムルノ虞アルニ至リマシ
タノデ、取締ノ對象トナリマスル肥料ノ範
圍ヲ擴張致シマシテ、是等ノ物件ニ付テモ
取締ヲ行ヒマスルコトガ、必要トナッテ參
タノデアリマス、又肥料配給機關モ、近來營
利ヲ目的トシナシテ各種團體ノ共同施設ニ依
ル肥料ノ加工、配給等ガ急激ニ増加致シマ
シタ爲ニ、是等團體ニ對シマシテモ、其事
業ノ實情ニ應ジマシテ、ソレベシ之ヲ取締
ルノ必要ヲ認メルニ至ツタノデアリマス、更
ニ配給肥料ニ於キマシテモ、是ガ製造原料
ニ供用セラレタル肥料ノ種類及品質
ニ、一定ノ制限ヲ設ケルノ必要ヲ感ズルニ
至ツタ次第アリマス、本改正法律案ハ以上
ノ要旨ニ基キマシテ立案致シタモノデアリ
マス、何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ
希望致シマス

(國務大臣山崎達之輔君)

○國務大臣(山崎達之輔君) 只今上程セラ
レマシタ肥料取締法中改正法律案提案ノ理
由ヲ御説明申上ゲマス、現行肥料取締法
ハ、販賣肥料ノ品質保全ヲ目的ト致シマシ
テ、明治四十一年制定セラレタモノデゴザ
リマシテ、相當ノ效果ヲ擧ゲ來タモノデア
リマス、然ルニ時勢ノ推移ニ伴ヒマシテ、
所謂間接肥料等ノ種類内容が漸ク複雑トナ
リマシテ、殆ド其效果ノ疑ハシキモノサヘ
出現致シマシタ、農家ヲシテ經濟上又ハ施
肥上過誤ニ陥ラシムルノ虞アルニ至リマシ
タノデ、取締ノ對象トナリマスル肥料ノ範
圍ヲ擴張致シマシテ、是等ノ物件ニ付テモ
取締ヲ行ヒマスルコトガ、必要トナッテ參
タノデアリマス、又肥料配給機關モ、近來營
利ヲ目的トシナシテ各種團體ノ共同施設ニ依
ル肥料ノ加工、配給等ガ急激ニ増加致シマ
シタ爲ニ、是等團體ニ對シマシテモ、其事
業ノ實情ニ應ジマシテ、ソレベシ之ヲ取締
ルノ必要ヲ認メルニ至ツタノデアリマス、更
ニ配給肥料ニ於キマシテモ、是ガ製造原料
ニ供用セラレタル肥料ノ種類及品質
ニ、一定ノ制限ヲ設ケルノ必要ヲ感ズルニ
至ツタ次第アリマス、本改正法律案ハ以上
ノ要旨ニ基キマシテ立案致シタモノデアリ
マス、何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ
希望致シマス

(國務大臣山崎達之輔君)

スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス

○松永東君 本案ハ政府提出、農村負債整

理資金特別融通及損失補償法案委員ニ併セ

付託セラレントコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御

異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程

第二、酒造組合法中改正法律案ノ第一讀會

ヲ開キマス——大藏大臣結城豊太郎君

第一、酒造組合法中改正法律案(政府

提出、貴族院送付) 第一讀會

酒造組合法中改正法律案

酒造組合法中左ノ通改正ス

第三條ノ二第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

三、組合員ノ營業ニ關スル統制

第五條ノ三、酒造組合定款ノ定ムル所ニ

依リ組合員ノ營業ニ關スル統制ヲ行フ

場合ニ於テハ之ニ關スル規程ヲ變更セ

ムトスル場合亦同シ

第五條ノ四 政府ハ特ニ必要アリト認ム

ルトキハ酒造組合ノ組合員ニ對シ其ノ

組合ノ統制ニ從フヘキコトヲ命スルコ

トヲ得

第六條ノ七 第三條ノ二、第五條ノ二第

一項、同條第四項、第五條ノ三及第五

條ノ四ノ規定ハ酒造組合聯合會ニ之ヲ

準用ス

第六條ノ八 第三條ノ二第一項第三號、

第五條ノ二第一項、同條第四項、第五

條ノ三及第五條ノ四ノ規定ハ酒造組合

中央會ニ之ヲ準用ス

第十條ノ二 第五條ノ四ノ規定ニ依ル命

令ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ

處ス

組合員ハ其ノ代理人、戸主、家族、同

居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ營業

ニ關シ前項ノ命令ニ違反シタルトキハ

自己ノ指揮ニ出テサルノ故ラ以テ其ノ

處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十條ノ三 前條ノ罰則ハ組合員カ法人

ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人

ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又

ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人

ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト

同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ

此ノ限ニ在ラス

附 則

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行

ス

(國務大臣結城豊太郎君登壇)

○國務大臣(結城豊太郎君) 妥ニ議題トナ

リマシタ酒造組合法中改正法律案ニ付テ、

其大要ヲ御説明申上ゲマス、我國酒造業ノ

組合ノ現狀ニ鑑ミマシテ、酒造組合ニ對シ組合員

ノ營業ニ關スル統制ヲ行ハシメ、以テ酒造

業界ノ情勢ヲ察シマシテ、夙ニ是ガ更生ノ

爲ニ多年要望シ來リマシタ所ノ各酒類間ノ

課稅ノ不均衡ノ是正、庫出課稅制、並ニ酒

類販賣免許制度ノ實現ニ對シマシテハ、未

審議ノ上御協賛アランコトヲ望ミマス(拍手)

○武知勇記者 ズニ御提出ニナツテ居リマ

スル、酒造組合法ニ規定セラレマスル清酒以

下麥酒、濁酒、味醂、燒酎ノ五酒類ヲ統合致シ

マスル酒造組合ナルモノハ、全國デ三百十

九ノ數ト七十ノ支部ヲ有シ、更ニ道府縣酒

造組合聯合會ト、之ヲ統制致シマスル酒造

組合中央會ニ依ツテ構成セラレテ居ルノデ

アリマス、我國多數ノ產業ニ關スル組合中、

大藏省ノ所管ニ屬スル所謂特殊ノ組合ハ、

恐ラク此酒造組合方唯一ツダケデアラウト

存ズルノデアリマス、是ハ歲入二億万圓ニ

近キ我國租稅中、所得稅ト相伯仲スル巨額

ノ財源ニシテ、實ニ消費稅中ノ大宗タル酒

造稅ノ稅源ヲ保護涵養シ、併セテ其徵收納

付ヲ容易ナラシメントスル趣意ニ出タモノ

ト存ズルノデアリマス、隨テ主管大臣タル

大藏大臣ハ、此我國固有ノ產業トモ云フベ

キ酒造業ノ發達保護ニ關シマシテハ、特別

ニ萬全ノ對策ト理解ト同情トヲ有シナケレ

バナラヌ筈デアリマス、然ルニ酒造組合ガ

業界ノ情勢ヲ察シマシテ、夙ニ是ガ更生ノ

爲ニ多年要望シ來リマシタ所ノ各酒類間ノ

課稅ノ不均衡ノ是正、庫出課稅制、並ニ酒

類販賣免許制度ノ實現ニ對シマシテハ、未

スル大藏大臣ノ眞意ハ、洵ニ諒解ニ苦シム

モノガアルノデアリマス

仍テ私ハ大臣ニ向ツテ次ノ五點ヲ質シタ

イト存ジマス、其第一ハ、各酒類ノ課稅ノ

不均衡ヲ徹底的ニ是正スルノ意思アリヤ、

第二ハ、酒類ノ庫出課稅制ヲ實施シ、業界

ノ更生ニ資セントスルノ親切アリヤ、第三

ハ、酒類販賣免許制度ヲ實行シ、酒稅轉嫁ノ

圓滑ヲ圖リ、宿弊ヲ一掃スルノ意思アリヤ、

第四ハ、酒造組合法ニ依ル統制上、酒造組合中央會ノ活動ヲ完全ナラシムル爲メ、助成金ヲ交付スルノ計畫アリヤ、第五ハ、酒造組合法ニ依ル共同施設事業ニ對シテ、國庫補助金ヲ交付スルノ意思アリヤ、此五項目ニ對スル大臣ノ御答辯ヲ要求致シマス

今申シマシタ事項ハ、實ニ我國一萬ノ酒造業者ノ總意デアリマシテ、釀造界永遠ノ

造業者ノ總意デアリマシテ、酒造組合中央會ノ決議ヲ以テ、十數年來當路ニ要望シ來タル重大案件

デアルノデアリマス、隨テ前廣田内閣ハ其稅制改革ニ際シマシテ、酒造稅法中ニソレゾ

レ之ヲ採用シ、馬場大藏大臣ノ手ニ依ツテ立案提出サレ、業界ノ要望ニ副フ所ガアツタノデ

アリマス、然ルニ偶々先般ノ政變ニ會シ、大藏大臣ノ更迭トナリマスルヤ、此緊要ニシテ而モ

合理的ナル制度ノ改善ヲ期スルコトナク、唯單ニ臨時租稅增徵法ノヤウナモノヲ以テ、

酒稅ノ増徵ノミヲ爲サントスルガ如キハ、假令財政上ノ緊急要求ヲ満足シ得タリトス

ルモ、斯ノ如キハ清酒釀造業界ノ多年ニ瓦ル疲弊困饉ノ窮状ヲ無視シ、業界ノ總意ヲ踩

醸シテ顧ミザル不親切極マル所業トシテ、當業者一同痛憤措ク能ハザル所デアリマス、明治二十九年三月現行酒造税法制定以來、茲ニ約四十年ノ歲月ヲ閱シテ居ルノデアリマスルガ、其間政府ニ於テモ現行法中ニ幾多ノ不備缺點ノアルコトヲ知リナガラ、其後數度ノ改正ガ、唯税率ノ急激ナル増徵ノミヲ繰返スニ止マリ、毫モ各酒類即麥酒、新式蒸餾機ニ依ル燒酎及ビ合威酒等ノ消費量ノ消長關係ト、其課稅負擔ノ均衡等ニ留意シナカッタノデアリマス、時代ノ推移ニ適應致シマシタル制度ニ付テモ、何等根本的改正ヲ顧慮セザリシ爲ニ、遂ニ酒類中ノ大宗タル清酒ハ、我國人口ノ增加ニ伴ヒマセズ、其消費量ヲ減退シ、地方酒造家ノ没落相踵イデ至ルノ状況ヲ示スニ至ツクノデアリマス

續式蒸餾機ニ依ル焼酎デスカラニ二倍ノ増產
ナルニ引換ヘ、清酒ハ大正十五年一石ニ付
キ七圓ノ大増稅ヲ圖ラレマシタ結果、當時
四百八十万四千石ノ石高デアツクノデアリ
マスガ、昨年度ニハ三百七十八万四千石ニ
激減シ、十年間ニ二割一分二厘ノ激減ヲ示
シマシタコトハ、政府ガ清酒ニ依ル國稅增
收ノ目的ヲ達シ得ザリシノミナラズ、此十年
間ニ全國ニ於キマシテ一千四百五十五人ノ

國務大臣結城豊太郎君登壇

異議アリマセヌカ

續式蒸餾機ニ依ル焼酎デスカラ二倍ノ増産ナルニ引換ヘ、清酒ハ大正十五年一石ニ付キ七圓ノ大増稅ヲ圖ラレマシタ結果、當時四百八十万四千石ノ石高デアッタノデアリマスガ、昨年度ニハ三百七八万四千石ニ激減シ、十年間ニ二割一分二厘ノ激減ヲ示シマシタコトハ、政府ガ清酒ニ依ル國稅增收ノ目内ヲ達シ得ザリシノミナラズ、七十一年アル忍ビ、銳意業界ノ挽回ヲ期セントスル努力ヲ憚ビマスル時ニ、私ハ一掬同情ノ涙ナキ能ハザルヲ得ナイモノデアリマス、酒ハ造ツテ居リマスケレドモ、顏面ニ紅潮ヲ呈セズ、仲懃ノ淵ニ悲酒ヲ酌ム酒造家ノ氣持ヲ察シテ、私ハ敢テ此質問ヲ發シタ所以デアリマス(拍手)

（續）式蒸餾機ニ依ル燒酎、デスカラ二倍ノ増產ナルニ引換ヘ、清酒ハ大正十五年一石ニ付キ七圓ノ大増稅ヲ圖ラレマシタ結果、當時四百八十万四千石ノ石高デアッタノデアリマスガ、昨年度ニハ三百七十八万四千石ニ激減シ、十年間ニ二割一分二厘ノ激減ヲ示シマシタコトハ、政府ガ清酒ニ依ル國稅增收ノ目的ヲ達シ得ザリシノミナラズ、此十年間ニ全國ニ於キマシテ二千四百五十五人ノ酒造家ガ倒産、休廢業ノ已ムナキニ至ツテ居ル事實ガ存シテ居ルノデアリマス、而モ先ニモ申述ベマシタ如ク、清酒ノ造石高ガ減ジテ、全體ノ二割五分ノ酒造家ガ休廢業ヲスルコトガ、多量飲酒ノ實害ヲ自覺シタル國民ノ節酒ニ原因スルモノデアルナラバ、保健衛生ノ上カラ言ツテモ諒トスペキモノガアルノデアリマスガ、事實ハ之ニ反シマシテ、麥酒、合成酒、新式燒酎ノ類ガ、今申シマシタ通り甚シキニ至ツテハ五倍力ラノ増產ニナツテ居ルノデアリマス、故ニ酒稅制度ノ不備ハ、獨リ清酒釀造家ヲシテ徒ニ没落ノ一路ヲ辿ラシムルノミト斷言致シマシテモ、敢テ過言デハナイト思フノデアリマス

仍テ私ハ御尋致シタイ、先ノ五項目ニ付キマシテ、前内閣ガ既ニ採用立案シタル此制度ヲ、如何ナル理由ニ依ツテ放棄セラレタノデアルカ、若シ大藏大臣ニシテ私ト所要望ヲ果シテ何時實現サレントスルノデアリカ、茲ニ傳統古キ我國地方產業タル清酒

ルヲ忍ビ、銳意業界ノ挽回ヲ期セントスル努力ヲ偲ビマスル時ニ、私ハ一掬同情ノ涙ナキ能ハザルヲ得ナイモノデアリマス、酒造業者ニ居リマスケレドモ、顔面ニ紅潮ヲ呈セズ、仲愁ノ淵ニ悲酒ヲ酌ム酒造家ノ氣持ヲ察シテ、私ハ敢テ此質問ヲ發シタ所以テアリマス（拍手）

（國務大臣結城豊太郎君登壇）

○國務大臣（結城豊太郎君） 武知君ノ御尋ハ、各種酒類ニ對スル負擔ノ均衡ヲ正ス考ヘナイカト云フ第一ノ御尋デアリマス、此點ニ付キマシテハ常ニ考ヘテ居マスルガ、尙ホ中央地方ヲ通ジテ稅制ノ改革ヲ致シマス際ニ、一層ノ注意ヲ致ス積リデアリマス、第二ノ庫出稅制度ヲ採ル考ハナイカト云フ御尋ニ對シマシテハ、之ニ付キマシテハ相當ノ論議ガアリマスノデ、前内閣ノ案ニ對シテ一應ノ檢討ヲスル必要ガアルノデ、合セタノデアリマス、是モ御趣意ヲ體シマシテ能ク研究致スコトニ致シマス、第三ノ酒類販賣免許制度ヲ採ル考ガナイカ、又第四ノ酒造組合ニ對スル統制ノ爲メ、中央會ニ助成金ヲ與フル者ガナイカ、第五ノ酒造組合ノ施設ニ對シ國庫補助金ヲ與フル考ガナイカ、斯ウ云フ御質問ニ對シマシテハ、酒造稅ハ重要ナル租稅收入デアリマスノデ、稅源ノ涵養ニ付キマシテハ、將來ニ於テモ十分ニ考慮スル必要ガアラウト思フノデアリマス、其點カラ致シマシテ、將來稅制ノ改正ヲ致シマス際ニハ、其邊ノコト

○議長(富田幸次郎君) 武知君、ソレデ宜シウゴザイマスカ——是ニテ質疑ハ終局致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○松永東君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレントラ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第三、日本無線電信株式會社法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——遞信大臣兒玉秀雄君

第三 日本無線電信株式會社法中改正
法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

日本無線電信株式會社法中改正法律案
日本無線電信株式會社法中左ノ通改正
ス

「日本無線電信株式會社法」ヲ「國際電氣通信株式會社法」ニ改ム

第一條中「日本無線電信株式會社ハ外國無線電報ノ取扱ノ爲ニスル無線電信」ヲ「國際電氣通信株式會社ハ國際電氣通信ノ取扱ノ爲ニスル電氣通信」ニ改ム

第二條中「日本無線電信株式會社」ヲ「國際電氣通信株式會社」ニ、「無線電信事業及無線電話事業」ヲ「電氣通信事業」ニ改ム

第三條乃至第五條中「日本無線電信株式會社」ヲ「國際電氣通信株式會社」ニ改ム

第七條中「機械上ノ送受信」ノ下ニ「竝電話通話ノ受付及交換」ヲ加フ

第八條中「日本無線電信株式會社」ヲ「國際電氣通信株式會社」ニ、「電報」ヲ「電氣通信」ニ改ム

第九條中「日本無線電信株式會社」ヲ「國際電氣通信株式會社」ニ改ム

第十條 削除

第十一條中「日本無線電信株式會社」ヲ「國際電氣通信株式會社」ニ改ム

第十二條中「日本無線電信株式會社」ニ、「外國無線電報」ノ取扱上必要ナル無線電信」ヲ「國際電氣通信株式會社」ニ、「外國無線電報」ノ取扱上必要ナル無線電信」ニ改ム

第十四條及第十五條中「日本無線電信株式會社」ヲ「國際電氣通信株式會社」ニ、「無線電信」ヲ「電氣通信」ニ改ム

第十六條中「日本無線電信株式會社」ヲ「國際電氣通信株式會社」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國際電氣通信株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ當分ノ内其ノ設備ヲ國內無線電話又ハ放送無線電話ノ用ニ供スルコトヲ得

(國務大臣伯爵兒玉秀雄君) 登壇
ナリマシタ日本無線電信株式會社法中改正

○國務大臣(伯爵兒玉秀雄君) 只今議題ト

法律案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、政府ハ曩ニ大正十四年對外無線電信事業ノ急速ナル發達ヲ圖リマスル目的ヲ以テ、日本無線電信株式會社法ヲ制定致シマシテ、日本無線電信株式會社ヲ設立致シマシタ、同會社ハ對外通信用ノ無線電信ノ設備ヲ建設シ、政府ハ之ヲ使用致シテ對外電信事業ノ運營ヲ行フコトニ致シタノデアリマス、今日ニ於キマシテハ、我ガ對外無線電信事業ハ世界有數ノ地歩ヲ占メルニ至ツタノデアリマス、其後無線通信技術ノ發達ニ依リマシテ、政府ハ外國トノ間ニ無線電話ニ依リマシテ國際通話ヲ取扱フコトニ至ツタノデアリマス、我ガ國運ノ進展ニ順應スル爲ニ、此際會社ノ目的ヲ擴大致シマシテ、會社ヲシテ國際電話ノ設備ハ勿論、必要アル場合ニ於キマシテハ、對外通信用ノ海底電線ノ設備ヲモ爲サシメルコトト致シマシテ、由テ以テ對外電氣通信設備ヲ一體トシテ施設シ、其整備統一ヲ圖ルコトガ、我ガ通信政策上最モ緊要ノコトト認メルノデアリマス、此趣旨ニ從ヒマシテ、日本無線電信株式會社法ニ改正ヲ加ヘント

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ四乃至第六ヘ、便宜上一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第一至第六ヘ、便宜上一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第四、特許法中改正法律案、日程第五、商標法中改正法律案、日程第六、不正競争防止法中改正法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——商工大臣伍堂卓雄君

第四 特許法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第五 商標法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第六 不正競争防止法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

商標法中改正法律案

商標法中左ノ通改正ス

第十三條第二項ヲ削ル

第十四條第二項ヲ削ル

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

不正競争防止法中改正法律案

不正競争防止法中左ノ通改正ス

第一條第一項第三號中「商品」ヲ「營業上」ニ改メ同號ヲ第四號トシ同項第二號ヲ第三號トシ同項第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加

前項ノ規定ニ依ル最初ノ實施權ノ許與アリタル後ニ於テ引續キ二年以上正當

○松永東君 本案ハ政府提出、船員法中改正法律案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望

○議長(富田幸次郎君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

スル次第デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協贊ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○議長(富田幸次郎君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

スル次第デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協贊ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

明ガ帝國內ニ適當ニ實施セラレザル場合ニ於テ公益上必要アルトキハ特許局長官ハ利害關係人ノ請求ニ依リ其ノ實施權ヲ許與スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル最初ノ實施權ノ許與アリタル後ニ於テ引續キ二年以上正當

ク認識セラルル他人ノ氏名、商號、
標章其ノ他他人ノ營業タルコトヲ示
ス表示ト同一又ハ類似ノモノヲ使用
シテ他人ノ營業上ノ施設又ハ活動下
混同ヲ生ゼシムル行爲

同條第三項中「第三號」ヲ「第四號」ニ、「商
品」ヲ「營業上」ニ改ム

第二條中「適用セズ」ノ下ニ「取引上普通
ニ同種ノ營業ニ慣用セラルル名稱其ノ他
ノ表示ヲ使用スル行爲ニ付亦同ジ」ヲ加

第六條中「第一號第二號」ヲ「第一號乃至
第三號」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（國務大臣伍堂卓雄君登壇）

○國務大臣（伍堂卓雄君）特許法中改正法
律案、商標法中改正法律案、及ビ不正競争
防止法中改正法律案ノ提案理由ヲ一括シテ
御説明申上ゲマス、我國產業ノ健全ナル發
達ヲ圖ル爲ニハ、工業所有權制度ノ確立ト、
不正競争ノ防止ヲ肝要ト認ムルノデアリマ
シテ、政府ニ於キマシテモ、常ニ意ヲ用ヒ
テ居ル次第デアリマス、而シテ右ニ付キマ
シテハ國際的保護ヲ圖ル目的ノ爲ニ、千八
百八十三年巴里ニ於テ締結セラレタル工業
所有權保護同盟條約ガアリマシテ、我國ハ
明治三十二年之ニ加入シタノデアリマスガ、
其後四回ニ瓦リ、其條約ガ改正セラレテ今
日ニ及シテ居ルノデアリマス、其最近ニ於
ケル改正ハ、昭和九年倫敦ニ於テ行ハレ、

○議長（富田幸次郎君）御異議ナシト認メ
ス（拍手）
○議長（富田幸次郎君）各案ノ審査ヲ付託
スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス
○松永東君 日程第四乃至第六ノ三案ヘ一
括シテ、政府提出、輸出補償法中改正法律
案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス
○議長（富田幸次郎君）松永君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
（「異議ナシ」と呼フ者アリ）
○議長（富田幸次郎君）御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ
○松永東君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提
出致シマス、即チ此際日程第十四ヲ繰上ゲ
上程シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマ
ス

（「異議ナシ」と呼フ者アリ）

○議長（富田幸次郎君） 松永君ノ動議ニ御
異議ハアリマセヌカ
（「異議ナシ」と呼フ者アリ）

（國務大臣林銚十郎君登壇）

○國務大臣（林銚十郎君）政府ハ會期ノ延
長ヲ奏請スルコトニ付キマシテハ、目下マ
ダ考慮中デアリマス
○議長（富田幸次郎君） 日程第十四、議院
法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、
委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長原夫次
郎君
○議長（富田幸次郎君） 日程第十四、議院
法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、
委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長原夫次
郎君
○原夫次郎君 私ハ只今上程セラレマシタ
ル議院法中改正法律案ニ付キマシテ、委員
會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲタイト存
ジマス
本改正案ノ箇條ハ極メテ簡單デアリマシ
テ、二箇條アルノデアリマス、御承知ノ通
リ先づ第一ハ議院法第一條ノ、從來ノ議會
召集ノ勅諭公布期間四十日ヲ二十日ニ改メ
ルト云フ點ト、次ニハ第四十條ノ貴衆兩院
ノ豫算審議期間ニ付キマシテ、從來ノ二十
一日ヲ二十五日ニ擴張ヲ致シ、而シテ其期
間内ニ於テ、第三十三條ノ規定ニ依リ停會ノ
アリシ場合、又年未年始休會ノ日數等ニ付
キマシテハ、其期間内ニ算入ヲセナイト云
フ箇條ノ改正デアリマス
併ナガラ委員會ハ本案ノ重大性ニ鑑ミマ
シテ、前後五回ニ亘ツテ慎重ナル審議ヲ致
シタノデアリマス、就中本改正案ヲ提出セ
ラレタル政府ノ意圖ノ存スル所、即チ從來

政府ハ帝國議會ヲ毎年十一月ニ召集ノ奏請ヲ致シ來タノデアリマスルガ、今後ニ於テハ毎年十一月中旬ニ召集ヲ奏請致シタイト云フ、其意圖ニ基イテ此改正案ヲ提案スルニ至ダヤウデアリマスルカラ、此點ニ向ツテ委員會ニ於キマシテハ、各委員諸君カラ政府當局ノ意見ヲ尋ねタノデアリマス、政府ニ對シマシテハ林内閣總理大臣、川越法制局長官、賀屋大藏次官、其他政府委員ノ出席ヲ求メマシテ、熱心ナル質問應答ヲ盡シタノデアリマス、事ノ詳細ハ速記録ニ讓ルコトト致シマスガ、只今上ダマシタル十月中旬召集奉請問題ニ付キマシテハ、曩ニ議院制度調査會ノ答申等ノアツカ點ニ鑑ミマシテ、林内閣總理大臣カラノ御答辯ハ、曩ニ議院制度調査會ノ答申等ノアツカ點ニ鑑

府ニ對シテ委員長ノ報告ニ賛成スル者デアリテ、其如何ハ國家ノ利害、國民ノ休憩ニ至大ノ關係ヲ及ボスモノデアリマスガ、苟モ我國憲法附屬ノ大法典デアリマシテ、明治二十二年二月十一日憲法御發布ト共ニ、法律第一號ヲ以テ發布セラレタモノデアリマス、殊ニ此度ノ改正ハ、吾々聊カ贊成ノ理由ヲ申述ヘタイト思ヒマス、意義ヲ有スルモノデアリマスガ故ニ、茲ニ議員ノ豫算審議ノ機能ヲ擴張スル重要ナルコトト致シマスガ、只今上ダマシタル十一月中旬召集奉請問題ニ付キマシテハ、曩ニ議院制度調査會ノ答申等ノアツカ點ニ鑑ミマシテ、林内閣總理大臣カラノ御答辯ハ、曩ニ議院制度調査會ノ答申等ノアツカ點ニ鑑

政府ニ於テハ十一月中旬帝國議會召集ヲ奏請スルコトニ、支障ナキ限リハ、議院制度調査會ノ答申ヲ尊重シテ、努力スルト云フ旨ノ御答ガアツカノデアリマス

斯ノ如キ次第デアリマシテ、委員會ニ於テハ各派ノ委員方討論ヲセラレ、其討論ノ要旨ハ、結局十一月召集ニナリマシテモ、又或ハナラズトモ、本案ノ改正ニ付テハ少シモ支障ガナインデアルガラ、其點ト切離シテ、本改正案ニ付テハ、各派共ニ贊成スルト云フ旨ノ討論ガアリマシタ、結局滿場一致ヲ以テ本案ヲ可決スルコトニ相成ツタ

○議長(富田幸次郎君) 討論ノ通告ガアリ手)

マス、順次之ヲ許可致シマス——澤田利吉君

(澤田利吉君登壇)

七億八千万圓ノ劃期的廣大ナル豫算ノ協賛ヲ求メマシタ、更ニ政府ハ八十有餘件ニ上

尙ホ一言申上ダマス、林首相ハ組閣勿々祭政一致ノ精神ヲ公ニセラレマシタ、祭政一致トハ肇國ノ理想ニ鑑ミ、國民思想ヲ指導スルコトダト申サレテ居リマス、私ノ信

ミマシテ

云

ル多數ノ法律案ヲ提出シタノデアリマス、

急激ナル變化ヲ來シ、國民ハ憂鬱ニ閉サレ、

政治、外交、經濟、生活等ノ不安ノ中ニ、

ノデアリマス、此段御報告ヲ申上ダマス(拍

齋藤、岡田、廣田ノ三内閣ヲ送り、林内閣

ヲ迎ヘマシタ、林内閣ハ議會ニ臨ミ、二十

賛成スル次第デアリマス

○議長(富田幸次郎君) 討論ノ通告ガアリ手)

最後ニ一言申上ダマス、第七十議會中突

ク

云

ル

申ス迄モナク豫算ハ政府ノ政策ノ現レデア

リマシテ、其如何ハ國家ノ利害、國民ノ休

憩ニ至大ノ關係ヲ及ボスモノデアリマスカ

ラ、是ガ審議ニ當リマシテハ、最モ慎重ヲ

期スルト共ニ、其責任ノ重大ナルコトヲ痛

感スル次第デアリマス、然ルニ憲法ニハ會

期三箇月ト定メラレ、又議院法ニハ豫算審

議期間二十日以内ト定メラレテアリマス、

而シテ本法制定ノ當時ハ十五日以内ト定メ

ラレ、當時ノ豫算總額八千万圓内外デアリ

マス、明治三十九年豫算五億ヲ算スルニ至

リ、十五日以内ニテハ豫算ノ審議爲シ能ハ

ズト爲シ、改正セラレタモノガ現行法デア

リマス、以來三十餘年ノ歲月ヲ經過致シテ

居リマス、此歴史ヨリ考フルモ、今日ノ如

キ膨脹シタル豫算ヲ、此期間内ニ十分審議

スルコトハ、頗ル困難ナリトセラレタノデ

アリマス、然ルニ今回提案セラレマシタル

モ、今上陛下親シク第六十九議會ニ臨マセ

給ヒ、開院式ニ賜リタル御勅語ノ大御心ニ從

破シ、國威ヲ中外ニ宣揚セント欲セバ、畏ク

モ、今上陛下親シク第六十九議會

費シマシタ、林首相ハ二月十六日初メテ議會ニ臨マレマシタ、會期ハ三月二十五日迄デアリマスカラ、殘ル會期間ハ三十八日間デアリマス、本會議日ヘ火、木、土ト定メヨリアリマセヌ、此期間短キ議會ニ、政府ラレテアリマスカラ、日曜日ヲ差引キマスト、實際本會議日ハ僅ニ十七日間ノデアリマス、其中ニハ名ヘ頗ル美ニシテ、斯ノ如キ法案コソ、國家國民ノ爲メ一日モ早ク通過セシメタシト思フ法案モ、其内容ヲ檢スルニ、頗ル杜撰極マリナキモノアリ、是ガ論議ヲ盡サンカ、日モ尙ホ足ラザル有様デアリマス(拍手)是ニ於テ議會ハ議事ノ進行ヲ圖ランガ爲ニ、本會議日以外ノ日ニモ尙ホ會議ヲ開キ、且ツ發言ノ整理ヲ爲シ、殊ニ好マシカラヌコトナガラ、言論ノ打切ヲモ敢テセラレタコトモアリマス、而シテソレノ委員ニ付託セラレ、今現ニ委員會ノ其數實ニ十七ニ及ンデ居リマス、是ガ爲ニ世界ニ誇ル新議事堂モ、委員室ノ不足ヲ來シ、議事爲ニ進マズ、本會議各場ハ委員會ニ出席ノ爲ニ空席多ク、議會ノ事情ニ通ゼザ一般大衆ハ、此空席ノ多キヲ見テ議員ノ怠慢ナリト評シテ居リマス、是ガ議院ノ信用ヲ傷クル基デアリマス、此責任ハ果シテ誰ガ負フモノデアリマセウ、今回ノ議院法改正ニ依リ、此缺ヲ補ハントスルモノデアリマスガ、今日ノ情勢ニ鑑ミ將來ラ案ズルニ、唯是ノミヲ以テ其目的ヲ達ス

ルコトハ出來ナイト思ヒマス、要スルニ精神的ニハ、政府自ラ官僚思想ヲ去リ、立大義ヲ守リ、國民ト共ニ政治ヲ行ヒ、國民ノ心ヲ心トシ、虛心坦懐ニ、議會ニ臨ンデハ五ニ胸襟ヲ披キ、其答辯ノ如キハ最モ直截簡明ニ、眞ニ國家ノ憂ヲ俱ニシ、又事務的ニハ議會制度調査委員會ノ意見ヲ尊重シ、殊ニ政府ハ自己ノ提案ニ忠ナラント欲

ヌト云フ 意味ニ於テ、贊意ヲ表スルト云フ
コトヲ附加致シマス

トモ如何カト考ヘマス、此點ニ付テ反対ノ意見ノアリヤウ筈ヘナイノデアリマス

ノ大義ヲ守リ、國民ト共ニ政治ヲ行ヒ、國民ノ心ヲ心トシ、虛心坦懐ニ、議會ニ臨ン
デハ互ニ胸襟ヲ披キ、其答辯ノ如キハ最モ直截簡明ニ、眞ニ國家ノ憂ヲ俱ニシ、又事務的ニハ議會制度調査委員會ノ意見ヲ尊重スレバ、此度ノ議會ノ如キハ繼續委員會ヲ運用スルコトガ最モ適當デアルト考ヘマス、且ツ速ニ議會ニ於ケル政務調查機關ヲ設置シ、是ガ擴充ヲ圖リ、更ニ帝國議會圖書館及ビ衆議院議員事務室ヲ完備シ、以テ議會ノ機能運用ヲ滑カニスルニアルト存ジマス、今ヤ將ニ憲法發布五十年ノ記念ヲ迎ヘントシテ居リマス、吾等ハ互ニ節ヲ守リ、議會ノ品位ヲ高メ、相協力シ、立憲政治發揚ノ爲ニ、一身ヲ君國ニ捧ゲ、以テ 明治大帝ノ聖旨ニ副ヒ奉リ、憲政有終ノ美ヲ濟サネバナラ又秋デアルト存ジマス、之ヲ以テ本案賛成ノ理由ト致シマス(拍手)

○議長(富田幸次郎君) 小林鑑君

〔小林鑑君登壇〕

○小林鑑君 本案ニ對シマシテハ、各派共ニ異論ノナイ所デアリマスカラ、極メテ簡單ニ私ノ意見ヲ述べタイト思ヒマス、私ハ本案ニ賛成スル者デアリマス、但シ末尾ノ年末年始ノ休會並ニ停會ノ日數ハ、豫算審議期間ニ算入セザル旨ノ規定ハ、十一月召集説ニ拘ラズ、議會ハ何時召集サレマシテ

諸君、本案改正ノ點ヘ、只今委員長ノ述
べラレマシタル如ク、大別スルニ二箇デアリマス、其第一、議會集會ノ四十日以前ニ召集ノ勅諭ガ發セラレナケレバナラヌト云フ、此四十日ヲ二十日間ニ改メルト云フ間題デアリマス、政府委員ノ御答辯ニ依リマス、シテモ、召集ノ勅諭御發布ハ通常議會ハ散後ニ於ケル特別議會召集ノ場合ニ、四十日ナケレバナラヌカドウカト云フコトハ議論ガアリマシテ、四十日ノ期間ヲ置カナケレバナラヌト云フ先例ニナッテ居リマスカラ、此點ダケハ常ニ不便ヲ感ジテ居ルカラヌ、此正シナケレバナラヌ、斯ウ云フノデアリマス、ソレ程大ナル問題デハアリマセヌ

第二ノ一、即チ豫算審議期間ノ二十一日ヲ二十五日ニ改メヨト云フコトハ、頗ル時宜ニ適シタモノデアラウト思フ、只今澤田君カラモ御論議ノアリマシタル如ク、當初僅ニ八千万圓ノ豫算デアッタノガ、今日三十二條ニ依リマシテ、會期ガ三箇月ト定メラレテ居ル限りハ、是レ以上ニ延バスコ

第二ノ二、即チ年末年始ノ休會並ニ停會ト云フ問題、此規定ヘ政府委員ノ述ベラレマシタル如ク、此規定ノ直接ノ效果トシテ、ト云フモノハ、如何ナル時期ニ召集サレテモ差支ナイ、法ハ不備ナキヲ期サナケレバ、ナラヌト云フ意味ニ於テ、此點ニ贊成スル者デアリマス、即チ議會ガ十一月ニ召集サレテルベキヤ否ヤト云フコトヘ、委員會ニ於テモ相當ノ問題ニナツタノデアリマス、吾々同僚ノ中ニモ反對ノ意見ガ相當ニアリマス、即チ十一月中ニ議會ヲ召集サレルト云フコトニナレバ、ドウシテモ十一月ノ十日或ハ十五日マデ位ニ召集サレナケレバ、若シ從來ノ例ノ如ク勞頭ニ解散、總選舉ト云フヨトニナリマスト、十二月ノ半バ以後ニ總選舉ト云フコトニナリマシテ、取締其他ノ方面ニ非常ナル不便ガ起ルノデアリマス、又豫算ノ確實性カラ見マシテモ、ドウシテモ豫算ノ確實性カラ見マシテモ、ドウシテモト九月、十月頃ノ物價ノ狀態ヲ見マシテ、其變動狀態ニ依ツテ來年度ノ豫算ヲ組ムト云フコトガ、頗ル確實性ヲ有ツタモノデアラウト思フ、若シ十一月半ニ召集ト云フコトニナリマスレバ、少クトモ豫算ハ十月ノ十一月頃迄ニ出來上ラケレバナラヌ、サウシテ之ヲ印刷ニ付スルニ二十日以上ノ期間ヲ費スコトニナルノデアリマスカラ、政府ノ

豫算ト云フモノハ、ドウシテモ八月、九月頃迄ニ概算ガ出來ナケレバナラヌコトニナルノデアリマス、此點ニ付キマシテハ、大藏當局モ今日ノ十二月召集、一月二十日再開ト云フコトデアッテモ、相當ニ自分等ハ苦勞ヲシテ居ル、時ニハ十二月ノ末頃ニ豫算ガ漸ク出來上リ、サウシテ之ヲ印刷ニ付シテ、一月二十日ニ配付スルコトニハ、非常ナ苦勞ト多忙トヲ極メテ居ルト述べテ居ラレマシテ、十一月召集ト云フコトハ不可能ダトハ申サレマセヌケレドモ、中々困難ノ事情ガアル様子デアリマス、又重要ナル他ノ一ハ陸軍ノ大演習ノ問題デアリマス、諸君御承知ノ如ク、大演習ハ毎年農家ノ收穫期ヲ終ヘタ時ニ行ハル、ノデアリマス、畏ク大御心ノ尊サハ、農民ノ收穫物ヲ荒サナイヤウニト云フ御懸念カラ、常ニ收穫期ガ終ツテカラ行ハル、ノデアリマス、爲ニ大元帥陛下ガ大演習ヲ終ラセ給フテ、東京ニ御還幸遊バサレルノハ、從來ノ例ニ依リマスルト、大概十一月ノ二十四五日ニナルトノコトデアリマス、即チ十一月十八日ニ御還幸遊バサレタコトハ、僅ニ一回シカナイトト、ドウシテモ十一月ノ二十四五日頃ニ召集サレルコトニナル、隨テ茲ニ非常ナル不便ヲ生ジマス、陸軍大臣モ十一月召集ハ不可能ダトハ仰シヤイマセヌガ、中々困難デアルト云フ御考ガ答辯ノ上ニ現レテ居ッタノデアリマス、議會制度調査會ニ於キマシテハ、私ノ聞ク所ニ依リマスルト、最初會計

年度ヲ一月一日ニ始メルコトニ改メ、サウシテ議會ノ召集ヲ九月ニスルト云フコトデ期ガ繰下ツテ十一月說ト云フモノガ出タト云フコトデアリマス、斯ル意味ニ於キマシテ我黨内ニ於キマシテハ、十一月召集ト云フモノハ、會計年度ガ改メラレザルカ、會議ノ延長ガ決定セザル限りハ、無意味ノモノデアルト云フ議論ガ頻ニ行ハレルノデアリマス、政府ハ此點ニ十分留意セラレマシテ、慎重審議ノ上召集ノ期ヲ定メラレルヤウニ、特ニ此機會ニ於テ希望ヲ述べテ置ク次第デアリマス。

私ハ此機會ヲ利用致シマシテ、更ニ一言申シタイコトガアリマス、只今澤田君モ申サレマシタ如ク、我國ノ議院法ハ明治二十二年ニ發布サレタモノデアリマス、此間既ニ五十年ニ近イ日月ヲ經過シテ居リマス、帝國ノ國體、政體ヲ定ムル所ノ帝國憲法ノ如キ大典ハ、洵ニ千古不磨デアリマスケレドモ、其他ノ法律ニ至リマシテハ、時代ト共ニ進マナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ議院法ハ今日マデ數回一部ノ改正ガアリマス(拍手)

又繼續委員會ノ如キモノモ、今日マデ政府ハ之ヲ要求シ、又ハ同意ヲシテ居ラナイノデアル、此議院法ノ改正ガ起リマシタ理由ハ色々アリマセウケレドモ、其重要ナル問題ハ、今日豫算ハ厖大ニナリ、法律案モノデアル、此議院法ノ改正ガ起リマシタ理由ハ色々アリマセウケレドモ、其重要ナル問題ハ、今日豫算ハ厖大ニナリ、法律案モノガ澤山アル、而モ十年モ掛ッテ漸ク出来名前ハ申シマセヌケレドモ、頗ル厖大ナルモノガ澤山アル、而モ十年モ掛ッテ漸ク出来上ツタヤウナ法律案モアルノデアル、然ルニ曰ク、是ハ學者、實際家方オ互ニ研究シテ作ツナデアルカラ早ク通シテ吳レト、學者或ハ實際家ハ調べタカハ知レマセヌガ、吾吾ハ國民ヲ代表シテ慎重審議スベキ所ノ權利ト義務トヲ持ツテ居ルノデアリマス(拍手)

凡ソ流行ハ流行ガ行廣ガッタ時ニハ其流行出來上ツタ時ハ、既ニ時代ニ合ハナイモノガ出來テ居ル(拍手)是レ吾々ガ茲ニ新シク之ヲ俎上ニ載セテ、慎重審議スベキ所ノ理由ガ十分ニアルノデアリマス、此點ニ付テモ政府ハ篤ト考慮セラレテ善處サレンコトヲ希フ次第デアリマス

更ニ一點附加ヘタキコトハ、議員提出ニ

大臣初メ各大臣ハ悉ク親任官デアリマス、司法官ノ總轄者タル大審院長、檢事總長ハ親任官デアリマス、然ルニ帝國議會ノ議長ハヘ今日尙ホ勅任官ヲ以テ遇セラレテ居リマス、斯ノ如キコトハ立憲政治ノ上カラ見マシテ、一日モ此儘ニ捨置クベキ問題デハナイト思フ(拍手)又帝國議會ノ議員ガ勅任官ト奏任官トノ間ニ於テ遇セラレルナドト云ノデアルト云フ議論ガ頻ニ行ハレルノデアリマス、政府ハ此點ニ十分留意セラレマシテ、慎重審議ノ上召集ノ期ヲ定メラレルヤウニ、特ニ此機會ニ於テ希望ヲ述べテ置クノ地位ヲ高メ、又議員ニ對スル所ノ地位ノ意セラレマシテ、一日モ早ク議長、副議長ヲ高メルト同時ニ、政府モ宜シク此點ニ留意セラレマシテ、私ハ茲ニ益、吾々ガ自肅自戒シテ議會ノ品位ヲ圖ラレンコトヲ切望シテ煩マヌノデアリマス(拍手)

又繼續委員會ノ如キモノモ、今日マデ政府ハ之ヲ要求シ、又ハ同意ヲシテ居ラナイノデアル、此議院法ノ改正ガ起リマシタ理由ハ色々アリマセウケレドモ、其重要ナル問題ハ、今日豫算ハ厖大ニナリ、法律案モノガ澤山アル、而モ十年モ掛ッテ漸ク出来名前ハ申シマセヌケレドモ、頗ル厖大ナルモノガ澤山アル、而モ十年モ掛ッテ漸ク出来上ツタヤウナ法律案モアルノデアル、然ルニ曰ク、是ハ學者、實際家方オ互ニ研究シテ作ツナデアルカラ早ク通シテ吳レト、學者或ハ實際家ハ調べタカハ知レマセヌガ、吾吾ハ國民ヲ代表シテ慎重審議スベキ所ノ權利ト義務トヲ持ツテ居ルノデアリマス(拍手)

凡ソ流行ハ流行ガ行廣ガッタ時ニハ其流行出來上ツタ時ハ、既ニ時代ニ合ハナイモノガ出來テ居ル(拍手)是レ吾々ガ茲ニ新シク之ヲ俎上ニ載セテ、慎重審議スベキ所ノ理由ガ十分ニアルノデアリマス、此點ニ付テモ政府ハ篤ト考慮セラレテ善處サレンコトヲ希フ次第デアリマス

更ニ一點附加ヘタキコトハ、議員提出ニ

係ル所ノ法律案ヲ頗ル尊重セザルコトデアリマス、今日澤山議員諸君カラ出サレタ所ノ法律案モアルケレドモ、殆ド是ハ顧ミラレズシテ、常ニ政府ノ同意ヲ得ナケレバ、政府案ニ先ンジテ上程スルコトガ出來ナインデアルカラ、吾々ノ出シタ所ノ案ヘ、遂ニ闇カラ闇ニ葬ラレルコトガ是マデノ先例デアリマス、吾々方眞ニ國利民福ヲ考ヘテ、民意ヲ代表シテ帝國議會ニ立ツ限リヘ、政府ノ出サザル吾々ノ最モ必要ナリト考ヘル法律案ヲ出スコトハ、吾々ノ職責デアリマス、故ニ政府モ此點ヲ特ニ考ヘラレマンテ、議員提出ノ法律案ニ付テハ、更ニ慎重考慮ノ上、之ヲ尊重スペキモノデアルト考ヘラレントヲ切望シテ煩マヌノデアリマス（拍手）

其他一々之ヲ舉ゲマスルナラバ、現行ノ議院法ノ中ニハ、時代ニ合ハザル既ニ死物ノ如クナリタル規定ヤ、活潑ナル議會ノ行動ヲ妨ゲル規定ガ澤山アル、法律ハ常ニ時代ト順應シナケレバナラヌモノデアリマス、故ニ政府ハ常ニ此點ニ深ク留意セラレテ、更ニ議會制度ノ調査會ヲ續ケ、吾々ノ意ノ在ル所ヲ酌取ラレテ、引續キ此議院法ノ改正ヲ企テラレ、最モ時代ニ合フ所ノ法案ヲ提出サレンコトヲ切望シテ煩ミマセヌ、之ニ依ツテコソ初メテ帝國議會ガ益其權威ヲ發揚シ、其能力ヲ發揮スルコトガ出來ルノデアリマス、流ル、水ハ腐リマセヌ、沈滯スル水ハ必ズ腐ル、常ニ時代ニ順應スルノ議院法ガ存在シテコソ、吾々ノ活動モ亦激刺タルヲ

得ベク、國民ノ負託ニ副フコトヲ得ルノデアリマス、此一言ヲ附加シテ本案ニ賛成スル所以デアリマス（拍手）

○議長（富田幸次郎君） 淺沼稻次郎君 東ガ達フヂヤナイカ「ト呼フ者アリ」

〔淺沼稻次郎君登壇〕

○淺沼稻次郎君 工藤君ノ話モアリマスルカラ、極ク簡單ニ私ハ要點ダケヲ申上ゲタイト思フノデアリマス（拍手）私ハ只今議題ニナッテ居リマスル議院法中改正法律案ノ委員長報告ニ對シテ、私共ノ立場ヲ明ニシテ賛成セントスル者デアリマス、本案ハ昨年ノ特別議會ニ於キマシテ、議院制度草正ニ關スル決議案ガ上程サレマシタ、即チ「時勢ノ推移ニ鑑ミ衆議院ノ機能ヲ一層發揮シ其ノ能率ノ増進ヲ圖ルハ方ニ緊要ナリト認ム」仍テ政府ハ速ニ議院制度ニ關スル調査會ヲ設ケ之ガ改正案ヲ次期議會ニ提出スヘシ右決議ス」此決議案ガ滿場一致ニ依リマシテ決議サレマシテ、此決議ニ基イテ前廣田内閣ノ下ニ議院制度調査委員會ガ設置サレ、其答申ニ基イテ本案ガ提案サレタノデアラウト私ハ思フノデアリマス、然ルニ結果カラ見マスト、縣聲ノ大キカッタ割合ニ、互ガ知ルト知ラザルトニ拘ラズ、日本ノ政事ハ「フツシヨ」獨裁ノ傾向ヲ辿ツテ居ルト云フコトヲ私共ハ斷言セザルヲ得ナイノデアリマス（拍手）私共議會ノ權限ガ、動モシマスレバ縮小サレ、又我國憲政ノ上ニ重大ナル危機ヲ招來スルヤウナ事サヘ私共ハ發見スルノ權限ヲ縮小セントスル意見ヲ、調査會ノ名目ニ於テ押ヘ付ケントスル傾向ガアル

コトニ對シマシテハ、非常ナル異議ヲ私共ハ唱フル者デアリマス（拍手）併ナガラ委員會ニ於キマシテハ、政府ハ貴族院改革調査會ニ於キマシテ、齊藤隆夫氏ノ演説トナツテ現レ、或マシテ、濱田國松氏ノ演説トナツテ現レ、或マスルカラ政府ニ於カレマシテモ、銳意調查研究ノ上ニ提案ヲサレタノデアリマス、デアリマシテ、次期議會ニハ根本的改革案ヲ提案セラレントヲ私ハ切望スル者デアリマス（拍手）我國憲政ノ運用ニ付テ考ヘテ見マスルナラバ、先ヅ私共ハ議會ガ創マリマシタ當時ニ於キマシテハ、藩閥ト政黨トノ抗争デアツト思フノデアリマス、其後ニハ二大政黨對立ノ時代ヲ私共ハ見マシタ、併シ現在ニ於キマシテハ、滿洲事變ガ起キテ以來、日本ノ國ノ内部ニハ強力内閣運動ナル運動ガ起ツテ參リ、五・一五事件以來日本ノ憲政ノ運用ハ、政黨ヲ中心トシテデナルノデアリマス、然ルニ此形式ニ依ッテ日本ノ政治ガ運用サレルヤウニナリマシテカラムノト思フノデアリマス（拍手）然ルニ現行選舉法ハ不備缺陷甚シクシテ、民衆ノ總意ヲ以テ構成サレ、民衆ノ總意ヲ反映スル點ニ存スルト私ハ思フノデアリマス（拍手）民衆ガ政治ニ參與スル機會ガ擴大サレテコソ、「フツシヨ」獨裁ノ傾向ニ對シテ對抗シ得ルモノト思フノデアリマス（拍手）然ルニ現行選舉法ハ不備缺陷甚シクシテ、民衆ノ總意ヲ反映セリト斷ズル譯ニハ行キマセヌ（拍手）即チ議院制度ヲ改革セント欲シマスルナラバ、議院ノ組織ノ基礎的條件タル、選舉法ノ改正ヲ斷行セナケレバナラスト私ハモノト思フノデアリマス（拍手）併ナガラ此選舉法ノ改正ニ當リマシテ、昔ノ選舉ノ時代ニ逆行セントスル傾向ガ、議場ニ現レテ居リマス空氣ニ對シマシテハ、甚ダ遺憾ノ意ヲ表セザルヲ得ナイノデアル（拍手）私共ハ大選舉區、比例代表制ノ採用、殊ニ有權者年齡ノ低下、少クトモ満二十歳以上ノ青年男女ニ對シテハ選舉權ヲ與ヘルコトニ依ツテ、一般國民ハ政治ニ參與スル機會ヲ得マシテ、サウヨリ斷乎排擊シ（拍手）議會機能ノ發揚ニ努

シテ此「アッシュ」傾向ニ對シテ斷乎トシテ
鬪争シナケレバナラスト思ヒマス(拍手)
更ニ私共ハ選舉ノ公營ノ擴充、保證金制
度ノ撤廢、選舉矯正ノ徹底等ヲ主張スル者デ
アリマス、此基礎ノ上ニ議院制度ノ改革方
行ハレテコソ、議院ノ權能ノ發揚ガ出來ル
ト思フノデアリマス、選舉法ノ改正ヲ前提
トシナイ議院制度ノ改革ヘ、何等意義ハナ
イモノト私ハ思フノデアリマスガ、少クト
モ現行法ノ範圍ニ於キマシテモ、吾々ノ持ッ
テ居リマスル所ノ權限ト云フモノヘ、之ヲ擴
大シテ參ラナケレバナリマセヌ、斯ル意味
合ニ於キマシテ、本案ハ議院ノ豫算審議權
ニ對スル擴大デアリマスルガ故ニ、吾々ハ
之ニ贊成ノ意ヲ表スル者ニアリマス(拍手)
而モ私共議員ガ新シキ選舉法ノ上ニ構成ヲ
サレ、而モ議院法ノ改正ノ要點ヘ、此處ニ
置カナケレバナラスト思フノデアリマス、
即チ議事ノ運用ヲ能率化スルコトニ依テ、
議員ノ立法・豫算・決算ノ審議、並ニ行政監督
ノ機能ヲ強化スルコト、政黨ノ地位ヲ確認
スルコト、議院ノ道徳的品位ヲ高メルコト、
之ヲ目標トシテ私共ハヤラナケレバナラス
ト思フノデアリマス(拍手)詳細ノ事項ニ付
キマシテヘ、委員會ニ於テ述べテ居ルノデ
アリマシテ政府ニ於キマシテモ、委員會ニ於
テ私共ノ述べタコトヲ参考ニシテ戴キタイ
ト思フノデアリマス、即チ私共ハ議院制度
ノ改革竝ニ選舉制度ノ改革、議院制度ノ改
革、此三ツガ完全ニ行ハレテコソ、初メテ其

意義ヲ達スルト思フノデゴザイマス(拍手)
政府ニ於キマシテハ此點ヲ篤ト御考ノ上
ニ、來年度ノ議會ニ於キマシテヘ、議院制
度ノ根本的改革ニ關スル所ノ法律案、竝ニ貴
族院令改正案、竝ニ選舉法改正ニ關スル法律
案ノ提出ヲ願ヒタイト思フノデアリマス
ソレカラ最後ニ私申上ゲタイト思ヒマス
ルコトハ、最近ニ於キマスル所ノ議院内ニ
於ケル發言ノ問題デアリマス、竝ニ交渉團
體ノ問題デアリマス、交渉團體ト云フモノ
ヘ、少クトモ私共ハ政黨ヲ中心ト致シマシ
テ、交渉團體へ形成セラレナケレバナラヌ
ト思ヒマス(拍手)而モ今ノヤウナ二十五名
ト云フモノデハナクシテ、少クトモ主義綱
領ヲ持チ、天下ノ公黨トシテ存在シテ居ル
モノハ、總テ交渉團體トシテノ資格ヲ與ヘ
テ、之ヲ法制化スル所ノ必要ガアルト私ハ
思ヒマス(拍手)
次ハ小會派ニ對スル言論ノ問題デアリマ
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り
マス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマ
シタ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
可決セラレンコトヲ望ミマス
○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御
シタ
〔賛成者起立〕
○松永東君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り
マス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマ
シタ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(富田幸次郎君) 三十人以上ト認メ
マス(拍手)仍テ動議ヘ成立致シマシタ、是
ヨリ記名投票ヲ行ヒマス、松永君ノ動議ニ
要求ハ三十人以上タルコトヲ要シマス、仍
テ要求者ノ御起立ヲ求メマス
〔賛成者起立〕
〔ナイゾ〕少數々々ト呼フ者アリ

○議長(富田幸次郎君) 三十人以上ト認メ
マス(拍手)仍テ動議ヘ成立致シマシタ、是
ヨリ記名投票ヲ行ヒマス、松永君ノ動議ニ
要求ハ三十人以上タルコトヲ要シマス、仍
テ要求者ノ御起立ヲ求メマス
〔賛成者起立〕
〔書記官氏名ヲ點呼ス〕
○議長(富田幸次郎君) 投票漏ハアリマセ
ヌカ——投票漏ナシト認メマス——投票函
閉鎖——開匣——開鎖
〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕
○議長(富田幸次郎君) 投票ノ結果ヲ書記
官長ヲシテ報告致サセマス

○松永東君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提
出致シマス、即チ此際牧野賤男君外十一名
モ行政府ニ近付イテ居ルト私ハ思フノデア
リマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、
マセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通
知可決確定致シマシタ
○議長(富田幸次郎君) 別ニ御發議モアリ
テ席ヲ占メテ居ルノデアリマス(拍手)而モ
前ノ場合ト違ヒマシテ、一大政黨對立ノ時
代カラ、一大政黨ノ對立ガナクナッテ居リマ
ス今日ニ於キマシテヘ、一大政黨ハ少クト
モ行政府ニ近付イテ居ルト私ハ思フノデア

ビ戸澤民十郎君外十二名提出、衆議院議員
選舉法中改正法律案ノ兩案ヲ一括議題ト爲
シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メ
ラレンコトヲ望ミマス
〔反対〕賛成ト呼フ者アリ
○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
〔賛成〕反対ト呼フ者アリ
○議長(富田幸次郎君) 松永君提出ノ動議
ヲ採決致シマス、此動議ノ採決ニ付キ記名
投票ヲ以テスベシトノ要求ガアリマス、其
要求ハ三十人以上タルコトヲ要シマス、仍
テ要求者ノ御起立ヲ求メマス
〔賛成者起立〕
〔書記官氏名ヲ點呼ス〕
○議長(富田幸次郎君) 投票漏ハアリマセ
ヌカ——投票漏ナシト認メマス——投票函
閉鎖——開匣——開鎖
〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕
○議長(富田幸次郎君) 投票ノ結果ヲ書記
官長ヲシテ報告致サセマス

○松永東君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提
出致シマス、即チ此際牧野賤男君外十一名
モ行政府ニ近付イテ居ルト私ハ思フノデア
リマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、
マセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通
知可決確定致シマシタ
○議長(富田幸次郎君) 別ニ御發議モアリ
テ席ヲ占メテ居ルノデアリマス(拍手)而モ
前ノ場合ト違ヒマシテ、一大政黨對立ノ時
代カラ、一大政黨ノ對立ガナクナッテ居リマ
ス今日ニ於キマシテヘ、一大政黨ハ少クト
モ行政府ニ近付イテ居ルト私ハ思フノデア

ビ戸澤民十郎君外十二名提出、衆議院議員
選舉法中改正法律案ノ兩案ヲ一括議題ト爲
シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メ
ラレンコトヲ望ミマス
〔反対〕賛成ト呼フ者アリ
○議長(富田幸次郎君) 松永君提出ノ動議
ヲ採決致シマス、此動議ノ採決ニ付キ記名
投票ヲ以テスベシトノ要求ガアリマス、其
要求ハ三十人以上タルコトヲ要シマス、仍
テ要求者ノ御起立ヲ求メマス
〔賛成者起立〕
〔書記官氏名ヲ點呼ス〕
○議長(富田幸次郎君) 投票漏ハアリマセ
ヌカ——投票漏ナシト認メマス——投票函
閉鎖——開匣——開鎖
〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕
○議長(富田幸次郎君) 投票ノ結果ヲ書記
官長ヲシテ報告致サセマス

○松永東君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提
出致シマス、即チ此際牧野賤男君外十一名
モ行政府ニ近付イテ居ルト私ハ思フノデア
リマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、
マセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通
知可決確定致シマシタ
○議長(富田幸次郎君) 別ニ御發議モアリ
テ席ヲ占メテ居ルノデアリマス(拍手)而モ
前ノ場合ト違ヒマシテ、一大政黨對立ノ時
代カラ、一大政黨ノ對立ガナクナッテ居リマ
ス今日ニ於キマシテヘ、一大政黨ハ少クト
モ行政府ニ近付イテ居ルト私ハ思フノデア

ビ戸澤民十郎君外十二名提出、衆議院議員
選舉法中改正法律案ノ兩案ヲ一括議題ト爲
シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メ
ラレンコトヲ望ミマス
〔反対〕賛成ト呼フ者アリ
○議長(富田幸次郎君) 松永君提出ノ動議
ヲ採決致シマス、此動議ノ採決ニ付キ記名
投票ヲ以テスベシトノ要求ガアリマス、其
要求ハ三十人以上タルコトヲ要シマス、仍
テ要求者ノ御起立ヲ求メマス
〔賛成者起立〕
〔書記官氏名ヲ點呼ス〕
○議長(富田幸次郎君) 投票漏ハアリマセ
ヌカ——投票漏ナシト認メマス——投票函
閉鎖——開匣——開鎖
〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕
○議長(富田幸次郎君) 投票ノ結果ヲ書記
官長ヲシテ報告致サセマス

○松永東君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提
出致シマス、即チ此際牧野賤男君外十一名
モ行政府ニ近付イテ居ルト私ハ思フノデア
リマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、
マセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通
知可決確定致シマシタ
○議長(富田幸次郎君) 別ニ御發議モアリ
テ席ヲ占メテ居ルノデアリマス(拍手)而モ
前ノ場合ト違ヒマシテ、一大政黨對立ノ時
代カラ、一大政黨ノ對立ガナクナッテ居リマ
ス今日ニ於キマシテヘ、一大政黨ハ少クト
モ行政府ニ近付イテ居ルト私ハ思フノデア

否トスル者 青票 三十七

(参考)
〔拍手起ル〕

松永東君提出議事日程ヲ變更シテ牧野賤

男君外十一名提出及戸澤民十郎君外二名

提出ノ衆議院議員選舉法中改正法律案ヲ

括議題トスヘシトノ動議ヲ可トスル議

員ノ氏名左ノ如シ

伊藤東一郎君

池田 秀雄君

飯田 助夫君

原 玉重君

濱野徹太郎君

本田 英作君

戸澤民十郎君

小川郷太郎君

岡田 春夫君

加藤 銚一君

片山 一男君

田中 武雄君

田村 秀吉君

高木糸太郎君

賴母木桂吉君

鶴見 祐輔君

中村 又一君

仲井間宗一君

長野 長廣君

村上 國吉君

鶴澤 宇八君

氏家 清君

工藤 鐵男君 八並 武治君
八木 逸郎君 山本 矢吉君
眞鍋 儀十君 松尾 四郎君
松尾 東君 松尾 郡治君
升田 憲元君 松田 正一君
古屋 麗隆君 増田 義一君
小烟虎之助君 松野 鶴平君
小山邦太郎君 牧野 賤男君
古藤増治郎君 藤生安太郎君
佐藤謙之輔君 小西 和君
原 夫次郎君 小柳 牧衛君
橋本 祐幸君 木檜三四郎君
西田 郁平君 佐澤 定二君
戸井 嘉作君 澤田 利吉君
富田 等平君 坂下仙一郎君
小野 寅吉君 木下 信君
渡邊玉三郎君 喜多壯一郎君
岡田 春夫君 宮澤 廉勇君
加藤 銚一君 清水徳太郎君
片岡 恒一君 三好榮次郎君
湊 季松君 北原阿智之助君
信太儀右衛門君 佐藤 洋之助君
清水留三郎君 清水徳太郎君
斯波 貞吉君 佐保 畢雄君
日比野民平君 佐藤 定吉君
平川松太郎君 濱川 幸太郎君
森 下國雄君 濱川 嘉助君
鈴木康太郎君 間田 忠彦君
岩元榮次郎君 間田 勝彦君
森下 國雄君 阵 軍吉君
青木 精一君 阵 軍吉君
岡田 忠彦君 阵 軍吉君
守屋 荣夫君 阵 軍吉君
瀧 正雄君 阵 軍吉君
熊谷五右衛門君 阵 軍吉君
石坂 繁君 阵 軍吉君
佐藤 啓君 石坂 繁君
大竹 貫一君 瀧 正雄君
佐藤 啓君 瀧 正雄君
河上丈太郎君 塚本 重藏君
鈴木 正吾君 川村保太郎君
河野 密君 片山 哲君
田万 清臣君 塚本 重藏君
黒田 壽男君 川村保太郎君
安部 磯雄君 片山 哲君
浅沼稻次郎君 民十郎君外二名提出)

王置吉之取君

中野 猛雄君

工藤十三雄君

池崎 忠孝君

久山 知之君

前田 米藏君

山崎 光三君

松村 江藤源九郎君

山崎 猛君

益谷 秀次君

古河和一郎君

小谷 節夫君

青木雷三郎君

佐藤洋之助君

菊池長右衛門君

宮崎 一君

佐保 畢雄君

宮澤 清作君

篠原 義政君

喜多壯一郎君

宮澤 廉勇君

清水留三郎君

森 幸太郎君

森 幸太郎君

今給蓼誠吾君

陣 軍吉君

青木 精一君

岡田 忠彦君

守屋 荣夫君

瀧 正雄君

熊谷五右衛門君

丹下茂十郎君

中野 治介君

水谷長三郎君

池崎 忠孝君

笠井 重治君

國光 五郎君

山崎 光三君

田川大吉郎君

山崎 猛君

江藤源九郎君

田中 謹司君

田中 謹司君

中中原 耕君

北勝太郎君

渡邊 泰邦君

椎尾 辨匡君

田中 養達君

木村 武雄君

佐竹 晴記君

三宅 正一君

今井 新造君

岡 幸三郎君

水谷長三郎君

岡 幸三郎君

三宅 正一君

今井 新造君

岡 幸三郎君

民十郎君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)(確定議)

民十郎君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)(確定議)

ガ、是ハ實際ニ甚ダ不便デアリマスルカラ、選舉委員モ亦選舉事務長ノ承諾ヲ得レバ勞務者ヲ選定スルコトガ出來ルコト、第三ニ、選舉委員ノ數二十人ヲ二十五人ニ増加スルコト、第四ニ、第三者ノ選舉運動、即チ演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動デアリマスルガ、此運動方法ガ極メテ狹義ニ解釋セラレテ居リマシテ、實際ニ適セナインオーリマスルカラ、之ヲ少シ常識的ニ擴張スル、即チ演説ニ依ル運動ノ中ニハ、演説ノ辯士ヲ依頼スルコト、辯士ヲ斡旋スルコト、辯士ヲ派遣スルコト、又推薦狀ニ依ル運動ノ中ニハ、推薦狀ノ發送ヲ依頼スルコト、之ヲ許ス意味ヲ以テ法文ノ改正ガ行ハレテ居ルノデアリマス、第五ニ、選舉事務長、選舉委員及ビ演説ノ辯士ニハ、命令ノ定ムル所ニ依ツテ日當ヲ支給シ得ルコト、其他二三ノ事項ニ過ギナイノデアリマシテ、是ガ改正案ノ全部デアルノデアリマス

一言附加ヘテ置キマスルガ、選舉法ノ改正ニハ、是レ以外ニマダ數多ノ問題ガ殘サレテ居ルノデアリマス、例ヘバ選舉權ノ擴張、選舉區制ノ變更、比例代表或ヘ別表ノ改正、其他色々ナ問題ガアルノデアリマスルケレドモ、是等ノ問題ハ其ツデサヘモ中々議論ガアリマシテ、之ヲ解決スルコトハ容易デハナイ、故ニ斯ノ如キ問題ハ後日ノ懸案ニ残シテ置キマシテ、今回ハ眼前ノ必要ニ應ズル程度ニ止メテ置キタイト云フノガ、本案ノ趣旨デアルノデアリマス、委員會ニ於キマシテハ、討論ヲ終リマシ

ス（拍手）
○議長（富田幸次郎君）質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——加藤勘十君

〔加藤勘十君登壇〕
○加藤勘十君 私ハ只今ノ委員長報告ニ對シテ非常ニ澤山ノ疑義ヲ持ツテ居リマス、ソレ等ノ疑義ガ委員會ニ於テドノヤウニ論議サレタカ、此點ヲ委員長カラ明確ニ御伺致シタイト存ジマス

第一ニ私ノ御伺致シタイ點ハ、選舉法ガ改正サレヨウト云フ場合ニ於キマシテ、ソレガ政府ノ原案ガ提出サレヨウトモ、議員ガ原案ヲ提出シヨウトモ、當然現在ノ選舉法自體ノ本質ニ觸レテ審議サレナケレバナラナイ、斯ノ如ク思フノデアリマス（拍手）

現行選舉法ヲ見マスル場合ニ、何人ト雖モ是ガ完全ナルモノデアルト云フコトヲ言ヒ得ナイコトハ、既ニ斯ウシタ改正案ガ議員コトハ、全ク封建時代ノ婦人ヲ隸屬視スル理由ハ微塵モナイノデアリマス（拍手）

コトハ、男子ガ女子ヲ區別スル念ニ基クモノデアルト言ハナケレバナリマス（ノウ）男子ガ女子ヲ區別スルセヌ、隨テ今日ノ社會生活ノ現状ニ於テ、婦人ガ當然選舉權擴張ノ對象ニナラナケレバナラナイト吾々ハ思フガ、斯ウシタ點ニ付テ委員會ハドノヤウナ論議ガ爲サレタカ、又被選舉權者ノ資格ノ一つデアリマス、殊ニ候補者ノ資格ノ一つデアリマスル供託金制度、是ハ反對論ノ側カラ行キマスレバ、所

モ無カッタヤウデアル（拍手）是ハ選舉法ノ改正ヲ審議スル議員ノ態度トシマシテ、甚ダ遺憾ヲ禁ジ得ナイ點デアリマス、然ラバ其選舉法ノ本質ハ何デアルカ、第一ニ選舉權ノ擴張ノ問題デアル、選舉權ガ現行法ニ依リマスレバ、年齢ノ點ニ於テ、幾多ノ缺格條項ノ點ニ於テ、當然此事ガ論議ノ中心トナツテ、選舉權ノ現行二十五歳ノ男子ニ限シテ非常ニ澤山ノ疑義ヲ持ツテ居リマス、ソレ等ノ疑義ガ委員會ニ於テドノヤウニ論議サレタカ、此點ヲ委員長カラ明確ニ御伺致シタイト存ジマス

第二ニ私ノ御伺致シタイ點ハ、副議長著席立場
〔議長退席、副議長著席〕
現在ノ日本ノ中権重要ナル産業部門ニ付テ見マシテモ、其他社會全般ニ瓦ル婦人ノ活動ノ現狀ヲ見マシテモ、婦人ト男子トノ間ニ何等ノ差別ヲ設クベキ理由ハ微塵モナイノデアリマス（ノウ）男子ガ女子ヲ區別スル聽カウトシタ途中ニ於テ、委員ガ代リマシタノデ、聽カレナカッタノデアリマスガ、我ガ第二控室ノ委員ニ對シテ、質疑ノ權利ヲスラ多數ニ依ツテ委員會ハ封鎖シタ、遂ニ吾々ノ同僚議員ハ委員會ニ於テ質問ヲスラ行コトガ出來ナカッタ故ニ、私ハ代ツテ今ノ委員長報告ニ對シテ質疑ヲスルノデアリマス

更ニ問題ヲ狹メマシテ、今ノ委員長ノ報告ニアツタ御言葉ノ中ニ付テ質疑ヲ致シマス、第一ハ次點者線上ノ問題ニ對シテ、委員長報告ニ依レバ、現行法ヲ昔ノ規定ニ還元セシメヨウト云フ案デアリマシテ、是ハ

制度へ何處ガ惡イカ、委員會ハ此點ニ對シテドノヤウナ審議ト論議ガ進メラレタカ、吾々ヘドウシテ次點者ヲ繰上ゲル制度ガ惡イカト云フコトヲ、只今ノ委員長ノ報告ニ依ッテハ得心スルコトガ出來ナイ、委員會ノ審議討論ノ内容ヲ詳シク説明ヲ願ヒタイ、ソレカラ第二ハ、第三者ノ選舉運動ノ範圍擴大ノ點デアリマス、吾々ハ現行法ニ依ッテスマレ勝チデアルト云フコトヲ信ジテ居リマス（拍手）本來ナラバ、現在ノ如キ合法的ナ脱法行爲方行ハレルヤウナ缺陷ハ、當然是正サレナケレバナラナイト思フ、然ルニ改正案ニ依リマスレバ、現在ノ如キ此缺陷ガ更ニ擴充サレ、所謂選舉運動ヲシテ、モウ一層廣ク合法的ナ脱法行爲ヲ行ハシメルヤウナ方向ニ持ツテ行カウトスル所ノ、改惡ノ甚シキモノデアルト謂ハナケレバナラヌノデアリマス（拍手）是等ノ點ニ對シテ、委員會ハドノヤウニ審議ガ進メラレタカ、又之ニ對シテ、ドノヤウナ反對論ガアリ、贊成論ガアツカ、ソレヲ明確ニシテ貰ヒタイ、更ニ第三ノ點ハ、選舉委員、應援辯士ノ日當、日給支給ノ點デアリマス、是ガ現行ノ選舉法ニ依レバ、實費ヲ辨償シ得ル制度ニナッテ居ル、此實費辨償ノ現行制度ノ外ニ、更ニ日當ヲ支給スルト云フコトニナリマスレバ、事實上是等ニ對スル制限ト云フモノハ意義ヲナサナクナルト思ヒマス、現在聞ク所ニ依レバ、先程委員長ノ報告ノ中ニモアリマシタル通り、此改正案提出ノ動機ガ甚ダ疑ハシ

イモノガアルカノ如クニ聞イテ居ツタガ、是ヘ委員長ノ報告ニ依ッテナイト云フコトガ明ニサレマシタ、アルカナイカハ、委員長ノ言葉ヲ信ズルカ信ジナイカト云フコトニ依ッテ決マルト思ヒマスガ、少クトモサウシタ疑義ガ一般ニ感ゼラレテ居ル時ニ、更ニ斯ウシタ日給ヲ支給シ得ルト云フ途が開カレルト云フコトニナリマスレバ、私ハ選舉ノ實際上ノ神聖ハ著シク冒瀆サレルト言ッテモ、少シモ差支ナイト思フノデアリマス、是等ノ點ニ對シテドノヤウナ審議ガ行ハタカ、ナゼ私ガ之ヲ言フカト云ヘバ、我ガ第二控室ノ委員ハ、質問モ反対意見ノ表示モ委員會ニ於テ封ゼラレテ居ル〔ノ一〕モ委員會ニ對シテドノヤウナ審議ガ行ハタカ、ナゼ私ガ之ヲ言フカト云ヘバ、我ガアリマスガ、サウ云フコトヘ絶對ニアリマス又、ソレハ御聽キニナレバ分リマス、其外ノコトハ速記ヲ御覽ニナレバ十分明瞭デアリマス（拍手）

アリマスガ、サウ云フコトヘ絶對ニアリマス、是等ノ點ニ對シテドノヤウナ審議ガ行ハタカ、ナゼ私ガ之ヲ言フカト云ヘバ、我ガアリマスガ、サウ云フコトヘ絶對ニアリマス又、ソレハ御聽キニナレバ分リマス、其外ノコトハ速記ヲ御覽ニナレバ十分明瞭デアリマス（拍手）

○齊藤隆夫君 委員長ハ委員會ニ現レタルモ委員會ニ對シテ封鎖シタ云フコトハ、斯ウシタ問題ガ論議サレテ行クト云フコトニ對シテハ、吾々ハ反對デアル、ダガ反對ノ意思表示ヲスル前ニ、今申シマシタヤウニ、重要ナル二三ノ箇條ニ對シシテ委員會ノ質疑ノ内容茲ニ討論ノ經過ヲ承リタイト存ジマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 齋藤君、何カアリマスカ

○齋藤隆夫君 ……〔着壇々々〕速記ガ聞エヌ其他發言者多ク聴取スル能ハズ被選舉資格等ニ付テ、委員會ニ於テ質問應答ガ

アツカカト云フコトデアリマスルガ、是ハナカツタノデアリマス、次點者繰上ニ關スルコト

通告ヲシテ居ナイカラダ」ト呼フ者アリマス、第三者運動ノ擴大ニ付テモ、別ニ議論ハ餘リナカツタノデアリマス（「委員會ノ言葉ヲ信ズルカ信ジナイカト云フコトガ何ヲ言ウテ居ツタカ」ト呼フ者アリ）應援辯士ノ日當支給ニ付テモ、別ニ議論ハナカツタノデアリマス、其外色々御意見ガアリマシタガ、委員長ハ委員長自身ノ意見ヲ報告スル理由ハナイノデアリマス、最後ニ出席アリマスガ、サウ云フコトヘ絶對ニアリマス又、ソレハ御聽キニナレバ分リマス、其外ノコトハ速記ヲ御覽ニナレバ十分明瞭デアリマス（拍手）

○齊藤隆夫君 委員長ハ委員會ニ現レタル事實ヲ、其儘報告スルダケノコトデアリマシテ、其委員會ノコトニ對スル委員長ノ意見ナドハ述ブルベキモノデハナイト思ヒマス、況シテ田中君ノ發言ヲ封鎖シタナドト云フコトハ、絶對ニナイノデアリマス、討論ガモウ濟ミマシテ、外ニ討論ハナイカトシク不満足デアリマス、選舉法ノ審議ニ當リマシテ、選舉法ノ本質ガ審議サレナイ、斯ウシタ問題ガ論議サレテ行クト云フコトニ對シテハ、吾々ハ反對デアル、ダガ反對ノ意思表示ヲスル前ニ、今申シマシタヤウニ、重要ナル目的ノ一ツデアル、次點者繰上ノ問題ニ付テノ利害得失ガ論議サレテ居ラナイ、斯ウ云フコトデハ一體委員長ハドル、重要ナル目的ノ一ツデアル、次點者繰上シテ此議場ニ報告シ得ラレルカ（拍手）又更ニ此議場ヲ通シテ一般國民大眾ニ報告シテモ、質問ハ大衆黨ノ佐竹君デ打切ラナカツタノデアリマス（速記ヲ見ロ）ト呼ヒ拍手起

○副議長（岡田忠彦君） 討論ノ通告ガアリマス、順次ヲ許シマス——眞鍋儀十君（眞鍋儀十君登壇）

○眞鍋儀十君 私ハ只今ノ選舉法中改正法律案ノ委員長報告ニ對シ、左ノ二點ニ付キ反對ノ意思ヲ表明スル者デアリマス（拍手）

只今ノ御報告ニ依リマスル改正案ハ、舊選舉法ニ比シ一段ノ進歩ヲ加ヘタコトハ認メルノデゴザイマスケレドモ、即チ原案ノ第四十九條中ノ第二項ニ、選舉區域每ノ開票ヲ混合開票ト爲スベシトナツテ居ツタノヲ、委員長報告ニヘ、之ヲ混合開票トシテ認メテ居ラヌノデアリマス、固ヨリ開票ニ際シマシテハ、區域每ノ開票ニハ技術上好都合ノコトモアルカトモ存ジマスケレドモ、併ナガラ區域每ノ開票ニハ作爲ノ餘地ガアリ、種々ノ弊害モ之ニ伴フモノニアリマス、既ニ市部ニ於キマシテハ混合開票ガ實行サレテ居ルノデアリマス、私ハ本案ニ對シマシテハ、第四十九條ノ混合開票ヲ認メザリシコトヲ、反對ノ第一點トシテ擧ゲテ置ク次第デアリマス(拍手)

其第二ニハ、第百三十六條ノ但書ヲ削除スペシトノ原案ニナツテ居ルノニ拘ラズ、本案ニハ之ニ「タツチ」セズ、原案ヲ默殺シタルマスガアリマスコトガ、即チ反對ノ第二デアリマス、法へ須ク直截簡明ナルベシ、疑問多キ條文ヲ徒ニ加フルコトニ依ヅテ、選舉ノ嚴正ヲ損フ虞アルニ至リマスコトヘ、私共ノ遺憾禁シ能ハザル所デアリマス(拍手)

此二點ニ對シ本員ハ委員長報告ニ反對ノ意ヲ表明スル者デアリマス(拍手)

○副議長(岡田忠彦君) 青木雷三郎君
(青木雷三郎君登壇)

○青木雷三郎君 私ハ只今上程サレテ居リマスル衆議院議員選舉法中改正法律案ニ對シマシテ、委員長ノ報告ニ賛成ヲ致ス者デ

アリマス(拍手) 只今眞鍋君ヨリ一ツノ點ニ付テ反對ノ御意向ガゴザイマシタガ、其他ノ條項ニ對シマシテハ質問ノ形ニ於キマシテ反對ノ形式ガナイノデアリマス、委員長ガ申サレマシタヤウニ、衆議院議員選舉法ノ改正ハ勿論多岐ニ瓦リマス、私モ内閣調査會委員ノ一員ニアリマスガ、其他ノ點ハ別ノ場合ニ於テ、是ガ審議ヲ致スト云フコトガ適當ナノデアリマス、故ニ私ハ現在懸案ニナツテ居リマスル所ノ此問題ニ付テノミ論議ヲ致スコトガ相當ダト考へマス、故ニ私ハ眞鍋君ノ反對ノ二點ニ付キマシテ贊成出來ナイ意向ヲ申述ベレバ、私ノ責任ヘ足ルト思フノデアリマス、眞鍋君ハ第一點ト致シマシテ、混合投票ノ適切デアルト云フコトヲ言ツテ居ラレルノデアリマスガ、是ハ内閣調査會ニ於テモ問題ニナツタノデアリマスガ、ソレハ混合投票ヲヤレバ買收ヲ防ギ得ルト、斯様ニ信ジテ居ルノデアリマス、所ガ是ハ反對ナノデアリマス、近來地方ニ於キマシテハ、一村一部落方政黨ノ地盤、

其他ノ關係ニ依リマシテ、容易ニ切崩ストガ出來ナイノデアリマス、ソレハ一面ニハ政治上ノ傳統的ナル輩固ナル精神ニモ依ルノデアリマスケレドモ、例へバ此一村ガ從來ハドノ政黨ト云フモノニ對シテ好意思ヲ持チ、觀念ヲ持ツテ居ツタ云フコトガ、非常ナル新ナル傾向ガ出現ヲ致スノデアリマス、ソレガ爲ニ餘所ノ方面カラ買收ニ參リマシテモ、其結果ヲ恐レテ容易ニ其買收云フコトニ限リマスコトモ、ハッキリスルノデアリマス、何故之ヲ絕對ニ連坐ヲスルト云フコトデアルナラバ、連坐ヲシナイト云フナコトハアリマセス、吾々ハ斷ジテ選舉ノ肅正ニ對シテハ要望ヲ致シテ居ルノデアリマス、又此事ハ一言附加ヘテ置キマスガ、

委員長ノ説明ノ中ニアリマシタガ、此選舉法ノ改正ガ極メテ少數ノ條文デアリマシテ、全般ノ上ニ於テ是ガ爲サレテ居ラヌコトナガラ之ヲシテ今現ニ選舉違反ニ連坐シテ居ル人ノ便宜デアルト考ヘルナラバ、非常ナル反対デアリマス、何故ナラバ、刑罰ノ點ニ對シマシテ修正ヲ加ヘテ居ル點ハ、全ク極メテ少數ナノデアリマス、唯事務的ニ或ハ選舉ノ準備ノ行動、或ハ選舉委員ノ數、サウ云フコトデアリマシテ、寧ロ今回ノ總選舉ニ對シマシテ、不便デアツタ當局ガ認メテ居ルモノノミヲ、吾々ハ成案トシテ提出ヲ致シテ居ルノデアリマス、殊ニ選舉委員、選舉事務長、運動者ト云フモノニ手當ヲ與ヘル、實費報酬ノ上ニ手當ヲ與ヘルコトガイカヌト云フコトデアリマスガ、私ハ前ノ總選舉ニ於キマスル選舉違反ノ形ヲ見マスト、ソレ等ノ人々ニ金ヲヤリ過ギテ居ルト云フコトガ非常ニ問題ニナツテ居リマス、是ハ規定ニ依ツテ、例ハ演説ニ行ク運動員ニハ一日五圓、選舉委員ニハ三圓デアルト云フコトニ決メテアリマスナラバ、事務長モ其限度ニ於テ渡シ得ルノデアリマスケレドモ、ヤレバ二圓ヤ三圓ヲ與ヘルコトガマシテ、金ヲヤレバ相當ヤラナケレバナラヌ、ヤラナケレバ勿論宜イノデアリマスケモ、非常ニ地位ノ高イ地方ノ有力者ニ對シ出來スト云フコトガ、今回ノ違反ヲ起シテ居ルコトニ多イノデアリマス、故ニ法規ノ出来スト云フコトガ、今回ノ違反ヲ起シテ居ルコトニ多イノデアリマス、故ニ法規ノ出來スト云フコトガ、今回ノ違反ヲ起シテ居ルコトニ多イノデアリマス、其法規ガナイ爲ニ、非ナガラ之ヲシテ今現ニ選舉違反ニ連坐シテ居ル人ノ便宜デアルト考ヘルナラバ、非常ナル反対デアリマス、何故ナラバ、刑罰ノ點ニ對シマシテ修正ヲ加ヘテ居ル點ハ、全ク極メテ少數ナノデアリマス、唯事務的ニ或ハ選舉ノ準備ノ行動、或ハ選舉委員ノ數、サウ云フコトデアリマシテ、寧ロ今回ノ總選舉ニ對シマシテ、不便デアツタ當局ガ認メテ居ルモノノミヲ、吾々ハ成案トシテ提出ヲ致シテ居ルノデアリマス、殊ニ選舉委員、選舉事務長、運動者ト云フモノニ手當ヲ與ヘル、實費報酬ノ上ニ手當ヲ與ヘルコトガイカヌト云フコトデアリマスガ、私ハ前ノ總選舉ニ於キマスル選舉違反ノ形ヲ見マスト、ソレ等ノ人々ニ金ヲヤリ過ギテ居ルト云フコトガ非常ニ問題ニナツテ居リマス、是ハ規定ニ依ツテ、例ハ演説ニ行ク運動員ニハ一日五圓、選舉委員ニハ三圓デアルト云フコトニ決メテアリマスナラバ、事務長モ其限度ニ於テ渡シ得ルノデアリマスケレドモ、ヤレバ二圓ヤ三圓ヲ與ヘルコトガマシテ、金ヲヤレバ相當ヤラナケレバナラヌ、ヤラナケレバ勿論宜イノデアリマスケモ、非常ニ地位ノ高イ地方ノ有力者ニ對シガ適用サレルノデアリマス、今日ハ政府當局モ吾々モ、其選舉ニ對シマシテ不便不適ノ連坐ヲサレテ居ル方々ハ、全部無罪ニ御ナリニナルコトヲ希望致スノデアリマスガ、或ハソレガナクシテ再選舉ガ行ハレルト云フコトニ相成リマスト、目前此改正選舉法ガ適用サレルノデアリマス、今日ハ政府當局モ吾々モ、其選舉ニ對シマシテ不便不適シテ、來ル選舉ニ於テ之ヲ適用スルト云フコトガ、我國立憲政治ノ最モ焦眉ノ急デアルト云フコトヲ信ズル者デアリマス、此意味ニ於キマシテ私ハ委員長報告通り賛成ノ意ヲ表スル者デアリマス(拍手)

○副議長(岡田忠彦君) 佐竹晴記君

佐竹晴記君登壇

前ノ選舉運動ニ關スル件ノ質問ニ對シマシ

テ、提案者ノ一人小林氏ヨリ、時間ガナカツ

○副議長(岡田忠彦君) 佐竹晴記君
〔佐竹晴記君登壇〕
○佐竹晴記君 私ハ只今上程ニナリマシタ
委員長報告ノ改正案ニ反対スル者デアリマ
ス(拍手)其理由ハ、第一ニ本改正案ハ極メ
テ粗漏不備、他ノ條文トノ間ニ齟齬衝突ヲ
來スコトスラアルノデアリマシテ、其運用
上多大ノ支障ヲ來スノミナラズ、重大ナル
惡結果ヲ誘致スル虞ガアリマス(「ヒヤヒ
ヤ」拍手)第二ニ、徹底的選舉肅正ニ依ツテ、
議會政治ノ不振ヲ打開スベキ緊要時期ニ當
リ、聊カタリトモ選舉法ヲ緩ワシテ、舊選
舉ノ弊ニ逆戻リスルノ間隙ヲ與ヘルコトハ、
嚴ニ慎シムベキデアルト信ズルノデアリマ
ス(拍手)第三ニ、改正ヲ爲サント致シマス
ナラバ、進歩的政策ヲ織込ミ、統一的、根
本的改革ヲ斷行シ、議會政治ノ立直シヲ爲
スベキデアツテ、本案ノ如キ断片的、姑息的
改正ニハ贊同出來ナイノデアリマス(拍手)
以上三ツノ觀點ニ立ツテ反対ヲ致シマス、先
づ第一ノ理由ヨリ漸次申上ガタイト思フ
第一、今回提出サレマシタ改正案ハ、民
政黨及ビ政友會ヨリ突如トシテ本議會ニ提
案サレタノデアリマス、其内容ハ十分ニ練
リニ練ツタ案トハ見ルコトガ出來ナイノデ
アリマス(「ノー／＼」)苟モ憲法附屬ノ大法
典ヲ改正シヨウツルノデアリマスカラ、私
ニ委員會ニ於ケル狀態ヲ見マスルノニ、私
ハ質疑中、第九十五條ノ改正、即チ立候補

前ノ選舉運動ニ關スル件ノ質問ニ對シマシテ、提案者ノ一人小林氏ヨリ、時間ガナカッタノデ、用語ノ妥當ヲ缺イテ居ルカモ分ラナイト告白ラサレマシテ(拍手)勿々ノ間ニ此改正ヲ企テヨウト致シマシタ爲ニ、適當ナラザル點ノアルベキコトヲ自認サレテ居ルノデアリマス、ノミナラズ更ニ進シニテ私ヨリ質疑中、提案者側ニ於テハ、答辯ニ窮セラレル點ヲ生ジマシテ、遂ニ小委員會ヲ範圍ニ限定スルト云フコトニナリ、九十八條ノ二項及ビ九十八條ノ二ヲ改正シヨウトナサイマス意圖ヲ拋棄サレタノデアリマス、即チ政、民兩派トモ九十八條ノ二項ノ但書ヲ加ヘマシテ、第三者ガ演説又ハ推薦状ニ依ル選舉運動ヲ爲ス際ハ、個々面接或ハ電話ニ依ル交渉ヲ自由ナラシメヨウト致シマシタ點、茲ニ九十八條ノ二ニ、特定少數者ニ對シ推薦狀ノ發送、又ハ演說會ノ開催ニ依頼スル等ノ爲ニ、文書ノ頒布ヲ自由ナラシメヨウト致シマシタ點ヲ引込メテ、元ノ改正案中ヨリ之ヲ削除シタノデアリマス、更ニ小委員會ニ於キマシテ作上ゲマシタ案ヲ私ガ一瞥致シマシタ所、九十六條三項ヲ追加致シマシタコトニ付テ、當然伴フベキ處罰規定ヲ脫漏致シテ居リマシタノデ、之者側ニ於カレマシテハ、慌テ、其席上ニ於テ之ヲ修正ナサツタノデアリマス、斯ノ如キ態度ハ、如何ニ此改正案ニ付テ、自信ガナカッタノデ、用語ノ妥當ヲ缺イテ居ルカモ分ラナイト告白ラサレマシテ(拍手)勿々ノ間ニ此改正ヲ企テヨウト致シマシタ爲ニ、適當ナラザル點ノアルベキコトヲ自認サレテ居ルノデアリマス、ノミナラズ更ニ進シニテ私ヨリ質疑中、提案者側ニ於テハ、答辯ニ窮セラレル點ヲ生ジマシテ、遂ニ小委員會ヲ範圍ニ限定スルト云フコトニナリ、九十八條ノ二項及ビ九十八條ノ二ヲ改正シヨウトナサイマス意圖ヲ拋棄サレタノデアリマス、即チ政、民兩派トモ九十八條ノ二項ノ但書ヲ加ヘマシテ、第三者ガ演説又ハ推薦状ニ依ル選舉運動ヲ爲ス際ハ、個々面接或ハ電話ニ依ル交渉ヲ自由ナラシメヨウト致シマシタ點、茲ニ九十八條ノ二ニ、特定少數者ニ對シ推薦狀ノ發送、又ハ演說會ノ開催ニ依頼スル等ノ爲ニ、文書ノ頒布ヲ自由ナラシメヨウト致シマシタ點ヲ引込メテ、元ノ改正案中ヨリ之ヲ削除シタノデアリマス、更ニ小委員會ニ於キマシテ作上ゲマシタ案ヲ私ガ一瞥致シマシタ所、九十六條三項ヲ追加致シマシタコトニ付テ、當然伴フベキ處罰規定ヲ脱漏致シテ居リマシタノデ、之者側ニ於カレマシテハ、慌テ、其席上ニ於テ之ヲ修正ナサツタノデアリマス、斯ノ如キ態度ハ、如何ニ此改正案ニ付テ、自信ガナカッタノデ、用語ノ妥當ヲ缺イテ居ルカモ分ラナイト告白ラサレマシテ(拍手)勿々ノ間ニ

如キ姑息的改正ハ、軽テ他ノ條章トノ翻訳
ヲ來シ、弊害ヲ釀スベキコトアルベキハ、
必然ノ事デアルノデアリマスノデ、私ハ委
員會討論ノ際ニ於キマシテモ、此點一言申
上ゲタ譯デアリマスガ、金井氏ハ此點絶對
心配ナシト主張セラレ、提案者亦是ト同一
歩調ヲ執リマシテ、多數ニ依ツテ本員ノ反對
意見ヲ抑ヘタノデアリマス、然ルニ私ノ意
見ハ之ヲ抑ヘルコトガ出來マシテモ、私ガ
指摘セントスル儼然タル事實ハ抑ヘルコト
ガ出來ナイノデアリマス(拍手)今茲ニ付議
サレテ居リマスル所ノ委員長報告ノ案ヲ其
儘可決致シマスルナラバ、重大ナル結果ノ
生ズルダラウト云フコトヲ今私ハ諸君ニ懇
ヘル、其一二ノ點ヲ指摘致シマシテ、諸君
ノ御勘考ヲ促シタイト存ズル次第デアリマ
ス(拍手)

ス、統一サレタ全體トシテ、總合居ルノデアリマス、故ニ之ヲ百一條ト對照致シマスルナラバ、直チニ此九十六條ノ一項ノ但書ノミニ改正ガ、如何ニ不都合デアルカト云フコトヲ、諸君ガ御理解戴クコトガ出來ヨウト思フ（拍手）第百一條第二項ニハ「議員候補者、選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ハ選舉運動ノ費用ヲ支出スルコトヲ得ス但シ演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ノ費用ハ此ノ限ニ在ラズ」トアリマス、即チ百一條第二項ニハ、議員候補者、選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サレバ選舉運動ノ費用ヲ出スコトガ出來ナイトアリマス、但シ演説又ハ推薦狀ニ依ル費用ハ此限ニ在ラズトアルノデアリマス、隨ヒマシテ九十六條一項ノ但書ニ、選舉演説會ニ出演スル者ノ依頼、斡旋、派遣若クハ推薦狀發送ノ依頼ヲ認メタ規定ヲ作シタト致シマシテモ、此百一條ニハ第三者ハ演説會又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ノ費用以外ニハ出スコト相成ラヌト禁止シ、若シ之ヲ出セバ百三十四條ニ依ッテ、一年以下ノ禁錮ニ處セラレルトナッテ居ルノデアリマス、斯ウナリマスレバドウデゴザイマセウ、折角法律ヲ御作リニナリマシタガ、葉書一本出スコトハ出來マセヌゾ、電話一つ掛ケルコトモ出來マセヌゾ、「バス」ニ乗リ、汽車ニ乗ル等、第三者ガ費用ノ一金デモ出シクナラバ、直チニ百三十四條ニ依シテ處斷サレルノデアル（承諾スルカラ大丈夫ダヨ）ト呼フ者アリ）承諾ノ關係ガ御心配デ文書ニ依ルト云フコトヲ削

リ、又コンナ事デハ心配ダト云ッテ御改正ニナツタノガ是デヤナイカ（拍手）九十六條一項但書中ニ辯士ノ依頼、斡旋等ヲ許シタガ、併シサウダト致シマスルナラバ、百一條第二項但書ハ要ラナイコトニナリマス、九十六條一項デ「議員候補者、選舉事務長又ハ選舉委員ニ非ザレバ選舉運動ヲ爲スコトヲ得ズ」ト規定シ、且ツ但書ヲ以テ「但シ命令ノ定ムル所ニ依リ演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラズ」ト書イテアリマス、「命令ノ定ムル所ニ依リ」トアリマス、第三者モ演説又ハ推薦狀ノ選舉運動ハ自由ニ出來ルト規定致シマシタニ拘リマセズ、更ニ百一條第二項ノ但書ヲ以テ「演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ノ費用ハ此ノテ宜イト規定致シテ居ルノデアツテ、運動ヲスルコトノ許否ト費用ヲ出スコトノ許否トハ全然別箇ノコトデアルコトガ極メテ明確ニナル譯デアリマス、ソコデコンナ心配ガアリマシタノデ、委員會デハ私ヨリ、辯士ノ依頼、斡旋、派遣等ハ演説等ニ依ル運動ナル文字ニ含マレテ居ルノデハナイカトオ確メヲ致シマシタ所、提案者ハ含マレテ居ナイ、是ハ別箇ノ選舉運動ダカラ、別ニ規定ヲ設クル所ノ必要ガアルト、斯様ニ仰シヤル、政府モ亦同意見デアルト述ベラレタノデアリマス、隨ヒマシテ當然百一條モ之

ヲ改正セヌケレバ、九十六條一項但書改正致シマシテモ、九十八條ハ依然ト致シマシテ改正サレナイノデアリマス、從ツテ例ヘバ政黨ノ本部ヤ支部ヘ選舉民タル第三者ガ御訪ヲ致シマシテ、辯士ノ依頼、斡旋、派遣等ヲ御願致シマシタ時、唯ノ一人ナラバ宜シウゴザイマセウガ、若シ二人以上ノ人ニ御世話ヲ致シマシタナラバ、九十八條第二項、即チ「何人ト雖前項ノ目的ヲ以テ連續シテ個個ノ選舉人ニ對シ面接シ又ハ電話ニ依リ選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス」此規定ニ抵觸致シマシテ、一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニナリマスコトハ、多ク説明ヲ俟ツマデモナイノデアリマス、一方ニ於テ或ル行爲ヲ許シ、一方ニ於テ之ヲ罰シヨウト云フノハ、一體是ハドウ云フ譯ナノカ（拍手）九十八條二項ノ改正モ併セテ爲サナケレバナラスト云フノデ、元ノ原案ニ是方出テ來テ居ルノデハナイカ、所ガ此點ニ對シテ私ガ論難ヲ致シマスルヤ、九十八條二項ノ改正案ハ引込メタ、引込メタガ、此條文改正ノ文ハ引込メナカッタ、ダカラスウ云フ不都合ナ結果ニナルノデハナイカ、斯ノ如ク申上ゲマス例ハ僅ニ一、二三過ギマセヌガ、決シテ之ニ止マル譯デハゴザイマセヌ、幾多ノ他ノ條文トノ關係ガ生ズルデアリマセウ、私ハ單ニ一、二ヲ指摘致シマシタ

ニ過ギマセヌ、否、總般的ニ重大ナル結果
ガ生ズルデアラウト云フコトヘ、私ハ豫言
ヲ致シマシテ憚ラヌノデアリマス、斯ノ如
キ重大ナル粗漏不備ガアルト致シマスナラ
バ、之ヲ可決致シマシタ者ノ責任ハ實ニ重
且ツ大デアルト言ハシケレバナラヌ、私ハ
此意味ニ於テ絕對反対ノ意ヲ表セザルヲ得
ナイノデアリマス(拍手)

次ニ第一ニ提案者側ノ改正案提出ノ理由
ハ、今日選舉界ガ甚ダ萎縮ヲ致シマシテ、
明朝始缺イテ居ルカラ、選舉運動ヲ明朝始
識化スル必要ガアルト言ハレルノデアリマ
ス、併シ若シ萎縮シテ居ルト云フナラバ、
ソレハ現行法ノ嚴格ナル規定ト、過般行ハ
レマシタ數次ノ選舉ノ取締ノ結果デアリマ
セウ、ソレナラ何故ニ嚴格ナル規定ヲ要
シ、何故ニ嚴重ナル取締ヲシナケレバナラ
ナカツタカ、ソレハ申上ゲル迄モザイマセ
ヌ、過去ノ買收選舉ニ依ル選舉界ノ腐敗墮
落ニ基因スルコトハ申上ゲル迄モナイノデ
アル(拍手)手モ足モ出ナイ法規ト取締ヲ以
テスルニアラザレバ、其禍根ヲ斷チ得ナイカ
ラデアリマス、政界ノ不明朗ハ實ニ買收選
舉腐敗政治其モノニ在リト言ハシケレバナ
ラヌ(拍手)然リト致シマスナラバ、此禍根
ガ是正セラレナイ限り、引續イテ嚴重ナル
規定ト嚴重ナル取締ヲ必要ト致シマスコト
ハ論ヲ俟タナイ所デアリマス(拍手)斯ノ如
キ狀態ノ下ニ於キマシテハ、法規ハ一步モ
緩メテハナラナイ、肅正ハ益々徹底セシメ
ナケレバナラト考ヘルノデアリマス(拍手)

然ルニ今回改正サレヨウト致シテ居リマス所ノ第三者運動ノ擴充、或ハ辯士ニ日當ヲ供スルガ如キハ、舊選舉法當時ノ弊ニ逆戻リスル所ノ處ナシト誰が保證スルノデアリマセウカ、千里ノ堤防モ蟻ノ穴ヨリ崩レルト申シマス、少シノ油斷モ全ク禁物デアリマス、聊カデモ舊選舉法ニ逆戻リスル所ノ間隙ヲ與ヘルト云フコトハ、立法者ノ嚴ニ慎マンケレバナラヌコトデアルト私ハ絶叫スル（拍手）今日ノ選舉が如何ニ窮屈デ、時ニ非常識ナ結果サヘモ出ルト云フコトハ、吾々モ能ク之ヲ認メマス、併ナガラソレハオ互様デアリマス（「ヲカシイ」「ソンナ理論ハナイ」ト呼フ者アリ）其窮屈ハ大ナル目的ノ爲ニ當然忍バネバナラスノデアリマス、今日ノ既成政黨政治ハ恰モ手術後ノ病人ノ如キモノデアルト言ッテ差支ナリ、過去ノ有ユル腐敗墮落ノ病根ヲ斷ツ爲ニ、嚴格ナル選舉法ト嚴重ナル取締ナル外科的手術ニ依ツテ、今ヤ今日政權カラナイカ（拍手）食フテハナラヌ、動イテハナラヌト嚴重ナル看視ヲ受ケテ居ルコトハ、洵ニソレハ不自由デアリマセウ、是ハ正シク不明朗デアリマセウ、不明朗ニハ相違ナイガ、元ノ病根未ダ癒エザルニ、其自由ナル行動ニ歸ラントセバ、ソレハ恰モ自殺スルニ等シイ結果ナリト言ハナケレバナラナインデアリマス（拍手）隨ヒマシテ茲ニ選舉界ノ病氣ヲ治スベキ嚴重ナル選舉法ト如何ニ不明朗、不自由ナル取締ガアリマセウト

ヲ、能ク此命令ニ隨ヒマシテ其不明朗テ來ルベキ明朗政治へト進ム所ノ一步ナリシ、之ニ依ッテ明朗ナル立憲政治ノ確立ヲ期スル爲ニ、現行法ガ如何ナル不自由ヲ命ジテ居リマセウトモ、斷ジテソレガ改正、否改惡ニ賛成スルコトハ出來マセヌ（拍手）

第三ハ若シ眞ニ改正ヲ欲セント致シマスルナラバ、少クトモ先程淺沼議員モ申シテ居リマシタ通り、第一比例代表、大選舉區制ノ制定、第二選舉年齢ノ低下、第三選舉公營ノ徹底、第四費用ノ徹底的低減ト保證金ノ撤廢、第五選舉肅正ノヨリ以上ノ徹底、例ヘバ此中ニハ混合開票モアリマセウ、連坐規定ヲ含マレンケレバナラヌ、此點民政黨ノ自派ノ中カラサヘモ其意見ガ出テ居ルデヘナイカ（拍手）オ互ガ選舉ニ不便ダカラト云フ程度デ、此姑息的改正ハ斷乎排撃センシツ、本日上程ノ議員提出議案ハ、眞向カラ反対申上ゲル次第アリマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 村岡吾一君

〔村岡吾一君登壇〕

○村岡吾一君 私ハ本案ニ對シマシテハ、委員長ノ報告ニ賛成スル者デアリマス（「マダ違反ヲヤリタイノカ」ト呼フ者アリ）此改正案ハ多數ノ改正ヲ要スル事項ノ中

デ、極メテ適切ナ事務的事项ノミヲ取上ゲテ、之ヲ速ニ改正セントスルモノデアリマシテ、私ハ此程度ノ改正案ニ於キマシテ、恐ラク満場ノ諸君ノ中一人モ御異論ハナイモノト信ジテ居ツタノデアリマス(拍手)然ルニ只今伺ヒマスルト云フト、色々反対ノ御意見ヲ拜シマスルコトハ甚ダ遺憾トスル者デアリマス、只今マデ買收ヲヤルノカト云フヤウナ御言葉ヲ耳ニ致シマシタガ、不肖私ハ昨年ノ選舉ニ於キマシテモ、自ラ選舉事務長ヲ兼ネ、極メテ嚴肅ニ、極メテ清ク實行ヲ致シマシテ、一人ノ被疑者ヲモ出サマリシコトヲ私ハ私カニ慰メテ居ル者デアリマス(拍手)君等ノ方デハ珍シイガ、當リ前デヤナイカ「ト呼フ者アリ)而モ此案ニ反対スベキ理由ヲ發見セヌノデアリマス、本案ハ苟モ吾々衆議院ノ構成ニ關スル重要ナル法案デアリマスルカラシテ、私共ハ極メテ眞面目ニ之ヲ研究ヲ致シテ見タイト思フノデアリマス、先刻委員長ノ御報告中ニアリマシタ如ク、此衆議院議員選舉法ヘ去ル昭和九年ニ大改正ガ行ハレタノデアリマスルガ、其後十年ノ秋、多クノ府縣ニ行ハレマシタ所ノ府縣會議員選舉竝ニ昨年二月行ハレマシタ衆議院議員ノ選舉ノ實績ニ微シマシテ、如何ニモ其規定ガ選舉ノ實情ニ即セザルモノガアルモ又法文ノ解釋ニノデ、國民ハ其適從スル所ヲ知ルニ苦シム

ト云フ有様デアルノデアリマス、故ニ知ラズ識ラズノ間ニ違反事犯ヲ惹起スル者サヘアルト云フコトヘ吾々ノ済ニ遺憾トスル所デアリマス、本來公明正大、極メテ朗カニ行ハルベキ選舉ガ、極メテ陰鬱トナリ、國民ハ觸ラヌ神ニ祟リナシト云フガ如キ態度ヲ以チマシテ、之ヲ回避スル、若クハ恐怖ノ念ヲ懷カシムルニ至タト云フコトヘ、吾々ノ甚ダ遺憾トスル所デアリマス、前内閣ハ選舉制度調査會ヲ設ケラレマシテ、是ガ改正ヲ企テラレ、其答申案ナルモノガ出テ居ルサウデアリマス、此改正案ヘ、其改正ヲ要スペキモノト云フ意見ノ中デ、極メテ事務的ナル事項ニ付キマシテ、之ヲ改正セントスルモノデアリマシテ、今其改正ノ内容ヲ見マスルニ、第一點ハ次點者繰上制度ノ廢止、是ハ先程御質疑ノ中ニモ、何故ニ之ヲ廢スルカト云フ御意見ヲ耳ニ致シマシタガ、當選致シマシタ者ガ一年間ニ如何ナル理由ニ於ト隔ツテ居リマスル遠方ニ對シテ、二十名ノ選舉委員ヲ以テシテヘ、到底圓滿ナル選舉ヲ行フコトヘ出來ナイノデアリマシテ、二十五名以内トスルコトハ適切ナリト信ズルノデアリマス

次ハ選舉委員ノ數ヲ二十名ヲ二十五名ニ増員シヨウ、是モ選舉區ガ三十里、四十里上ガラレテ、當選者トナルト云フガ如キ場合ニ於キマシテヘ、折角當選ヲ致シタ議員オ互ノ生命ノ危險サヘ伴フ場合ガアルノデアリマス、何トナレバ競争激甚ノ結果ト致シマシテ、若シ當選者ニ對シテ危害ヲ加ヘマシタ場合ニ於テヘ、翌日直チニ次點者ガ當選者ニナルト云フ、是位議員ノ生命ニ對スル不安ハナノデアリマス(拍手)之ヲ選舉制度ノ承諾期間内ニ限ルト云フ此改正案ハ洵ニ適切ナリト私ハ考ヘルノデアリマス、次ハ勞務者選任手續ノ簡易化デアリマシ

テ從來普通ノ選舉委員ハ事務長ノ承諾ガナケレバ——事務長ニ限ラレテ、勞務者ノ選任方出來ナカッタノデアリマスガ、今度是ヘ餘り窮屈デアリマスカラシテ、選舉委員トモ實情ニ鑑ミテ適切デアルト考ヘルノデアリマス

之ヲ選任スルコトヲ得ルト云フヤウニ改メヤウト云フノデアリマシテ、是モオ互選舉ノ實情ニ鑑ミテ適切デアルト考ヘルノデアリマシテ、同居ノ親族家族履歴、派遺、若クハ推薦狀ノ發送ノ依頼ヲモニ付キマシテノ、人ヲ使用スルコト、及ビ勞務者モ命令ノ定ムル所ニ依リマシテ、選任シ得ルコトトルト云フノデアリマシテ、苟モ第三者ニ推薦狀ノ發送ヲ許シマスルコトヘ、之ニ伴フマシタカラシテ、或ヘ演說會場ハ設ケラレテモ宜イト云フヤウニ解セラレタノデアリマスルカラシテ、此點ヲハツキリ明文ニシテ禁止スルコトニシヨウト云フノデアリマスルカト私共ハ考ヘルノデアリマス

次ハ選舉委員ノ數ヲ二十名ヲ二十五名ニ増員シヨウ、是モ選舉區ガ三十里、四十里上ガラレテ、當選者トナルト云フガ如キ場合ニ於キマシテヘ、折角當選ヲ致シタ議員オ互ノ生命ノ危險サヘ伴フ場合ガアルノデアリマス、何トナレバ競争激甚ノ結果ト致シマシテ、若シ當選者ニ對シテ危害ヲ加ヘマシタ場合ニ於テヘ、翌日直チニ次點者ガ當選者ニナルト云フ、是位議員ノ生命ニ對スル不安ハナノデアリマス(拍手)之ヲ選舉制度ノ承諾期間内ニ限ルト云フ此改正案ハ洵ニ適切ナリト私ハ考ヘルノデアリマス、次ハ勞務者選任手續ノ簡易化デアリマシ

次ハ候補者銓衡ノ爲ニスル行爲ヘ、選舉運動ト看做サナイ、是ガヤハリ疑惑ガアリマシテ、本來選舉運動デヘナイカト云フヤウテ、其實ハ選舉運動デヘナイノデアリマススルケレドモ、名ヲ候補者銓衡ニ藉リスルケレドモ、名ヲ候補者銓衡ニ藉リ運動ト看做サナイ、是ガヤハリ疑惑ガアリマシテ、本來選舉運動デヘナイカト云フヤウテ、其實ハ選舉運動デヘナイカト云フヤウルト思フ、人情ニ反スルシテ貰フ人々ニ對シテ、何等ノ報酬ヲ與ヘナイト云フコトヘ、私共ハ之ヲ公平ニ考リマシテ、殆ド寢食ヲ忘レマシテ選舉運動ガ故ニ、之ニ照應スル爲ノ條文ノ整理デアリマス、以上之ヲ要シマスルニ、今回ノ此改正セントシマスル點ハ、全ク事務的ノ事項デゴザリマシテ、之ヲ速ニ改正スルコトガ、國民ヲシテ、又選舉ニ關係スル者ヲシテ、極メテ明朗ニ選舉ヲ行ハシムル所以デアルト思ヒマスルノデ、私共ハ之ニ賛成スルノデアリマス(拍手)何卒諸君ノ御贊同ヲ求メル次第デアリマスルガ、同時ニ幸ヒ本案ガ當院ヲ通過致シマシタ上ヘ、貴族院ニ於キマシテモ、此法律案ガ我ガ衆議院ノ構成ニ關スル重要ナ性質ニ鑑ミラレマシテ、其院議ヲ尊重セラレ、速ニ之ニ協賛ヲ與ヘス、本來ナラバ舊選舉法時代ノアノ委員

テ、法律トシテ一日モ早ク成立セシメラレ

シコトヲ茲ニ希フ者デアリマス(拍手)之ヲ

以テ私ノ贊成ノ趣旨ヲ述ベマス

○松永東君 兩案ニ對スル討論ハ、此程度

ヲ以テ終局セラレンコトヲ望ミマス

〔反對〕「贊成」其他發言スル者アリ

○副議長岡田忠彦君 松永君提出ノ動議

ノ採決ニ付キ、記名投票ヲ以テ爲スベシト

ノ要求ガアリマス、此要求ハ三十名以上タ

ルコトヲ要シマス、要求者ノ起立ヲ求メマ

ス

(贊成者起立)

○副議長(岡田忠彦君) 三十名以上アリト

認メマス(拍手)仍テ是ヨリ記名投票ヲ行ヒ

マス——松永君提出ノ動議ニ贊成ノ諸君ハ

白票、反對ノ諸君ハ青票ヲ持參セラレンコ

トヲ望ミマス——閉鎖——氏名點呼ヲ命ジ

マス

(書記官氏名ヲ點呼ス)

○副議長(岡田忠彦君) 投票漏ハアリマセ

ヌカ——投票漏ナント認メマス——投票函

閉鎖——開匣——開鎖

(書記官投票ノ數ヲ計算ス)

○副議長(岡田忠彦君) 投票ノ結果ヲ書記

官長ヨリ報告致サセマス

(大木書記官朗讀)

投票總數百八十六

可トスル者 白票 百四十七

否トスル者 青票 三十九

(拍手起ル)

(参照)

松永東君提出兩案ニ對スル討論終局ノ動議ヲ可トスル議員ノ氏名左ノ如シ

伊藤東一郎君 池田 清秋君

服部 教一君 原 玉重君

西田 平馬君 濱野徹太郎君

坂東幸太郎君 西村丹治郎君

本多眞喜雄君 戸澤民十郎君

富田 等平君 小野 寅吉君

小久江美代吉君 大麻 唯男君

渡邊 鍛藏君 片山 一男君

漢那 憲和君 高木糸太郎君

内藤 正剛君 永井柳太郎君

長尾秀太郎君 南雲 正朔君

村上 國吉君 伸西 三良君

土屋 寛君 長井 源君

田村 秀吉君 田子 義久君

菅野善右衛門君 川口 義久君

高橋 泰雄君 田中 彌助君

玉置吉之丞君 坪山 德彌君

中野 治介君 山田 俊作君

山道 裏一君 久山 知之君

山本 稲吉君 永田 良吉君

八並 武治君 野田 俊吉君

山本 真鍋君 丹下茂十郎君

真鍋 儀十君 高橋 泰雄君

松尾 四郎君 中村 嘉壽君

松村 謙三君 永田 佐一君

増田 義一君 野田 仁三郎君

古田喜三太君 山崎 猛君

小泉又次郎君 松野 山崎君

鶴平君 松野 山崎君

小畠虎之助君 古藤増治郎君

駒井 重次君 佐藤謙之輔君

小柳 牧衛君

木暮武大夫君 齋藤隆夫君

寺田 市正君 行吉 角治君

澤田 利吉君 宮澤和多利君

西田 郁平君 戸澤民平君

斯波 貞吉君 日比野民平君

菊池 良一君 平川松太郎君

木村 淩七君 清水徳太郎君

木村 等平君 信太儀右衛門君

大庭 定吉君 一松 定吉君

森 繼道君 最上 政三君

森 下國雄君 井上 知治君

伊東 岩男君 岩元榮次郎君

板谷 順助君 岩瀬 岩吉君

加藤 鯛一君 石坂 豊一君

鎌木 忠正君 岩瀬 亮君

土屋 寛君 花城 永渡君

田村 秀吉君 西川 貞一君

長井 源君 大石 倫治君

永井柳太郎君 加藤久米四郎君

内ヶ崎作三郎君 川口 義久君

南雲 正朔君 田子 仁民君

村上 國吉君 玉置吉之丞君

八並 武治君 坪山 德彌君

山本 真鍋君 中野 治介君

真鍋 儀十君 野田 俊作君

松尾 四郎君 山道 裏一君

松村 謙三君 田子 仁民君

増田 義一君 玉置吉之丞君

古田喜三太君 松野 山崎君

小柳 牧衛君 牧野 賢男君

木暮武大夫君 小林 錦君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

佐藤洋之助君 木暮武大夫君

西田 郁平君 齋藤隆夫君

寺田 市正君 行吉 角治君

澤田 利吉君 宮澤和多利君

西田 郁平君 佐藤洋之助君

木村 等平君 佐藤洋之助君

大庭 定吉君 佐藤洋之助君

西田 郁平君 佐藤洋之助君

木村 等平君 佐藤洋之助君

大庭 定吉君 佐藤洋之助君

西田 郁平君 佐藤洋之助君

木村 等平君 佐藤洋之助君

木暮武大夫君 小谷 節夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

益谷 秀次君 小谷 節夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

澤田 利吉君 安藤 正純君

西田 郁平君 木暮武大夫君

寺田 市正君 高良 宗七君

○副議長(岡田忠彦君)	投票ノ結果ヲ書記
○副議長(岡田忠彦君)	官長ヨリ報告致サセマス 〔田口書記官長朗讀〕
○副議長(岡田忠彦君)	投票總數二百三
○副議長(岡田忠彦君)	可トスル者 白票 百六十二
○副議長(岡田忠彦君)	否トスル者 青票 四十一
○副議長(岡田忠彦君)	〔拍手起ル〕
○副議長(岡田忠彦君)	〔参照〕
○副議長(岡田忠彦君)	松永東君提出兩案ハ讀會ノ順序ヲ省略シ テ、委員長報告ノ通り議決セラレンコトヲ 望ミマス
○副議長(岡田忠彦君)	〔贊成「反對」ト呼フ者アリ〕
○副議長(岡田忠彦君)	松永君ノ動議ニ付 テ採決ヲ致シマス、松永君ノ動議ヲ念ノ爲メ 申上ゲマス、松永君ノ動議ハ、兩案ハ讀會 ノ順序ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り議決 スベシト云フノデアリマス、此採決ニ對シ テモ亦記名投票ノ要求ガアリマス、此要求 ハ三十名以上アルコトヲ要シマス、仍テ要 求者ノ起立ヲ求メマス
○副議長(岡田忠彦君)	〔贊成者起立〕
○副議長(岡田忠彦君)	成規ノ要求者アリ ト認メマス、仍テ記名投票ヲ行ヒマス、松 永君ノ動議ニ贊成ノ諸君ハ白票、反對ノ諸 君ハ青票ヲ持參セラレンコトヲ望ミマス ——閉鎖——氏名點呼ヲ命ジマス
○副議長(岡田忠彦君)	投票漏ハアリマセ ヌカ——投票漏ナシト認メマス——投票函 閉鎖——開匣——開鎖
○副議長(岡田忠彦君)	〔書記官氏名ヲ點呼ス〕
内ヶ崎作三郎君	村上 國吉君
木家 清君	菅野善右衛門君
工藤 鐵男君	田子 一民君
山本 条吉君	高橋 泰雄君
松井 郡治君	田中 蘭助君
山本 正一君	立川 太郎君
増田 義一君	丹下茂十郎君
小泉又次郎君	中野 猛雄君
小柳 牧衛君	永田 良吉君
駒井 重次君	紫安新九郎君
伊藤東一郎君	生方 大吉君
池田 清秋君	野田文一郎君
服部 敦一君	八並 武治君
林 平馬君	松尾 四郎君
橋本 祐幸君	眞鍋 勝君
西村丹治郎君	中村 嘉壽君
本田 英作君	玉置吉之丞君
戸澤民十郎君	古田喜三太君
小野 寅吉君	上田 孝吉君
小山倉之助君	坪山 德彌君
大麻 唯男君	立川 太郎君
渡邊玉三郎君	丹下茂十郎君
片山 一男君	中野 猛雄君
加藤 錦木	村上 國吉君
岩崎 幸治郎君	菅野善右衛門君
岩瀬 亮君	高橋 泰雄君
井上 知治君	田中 蘭助君
板谷 順助君	立川 太郎君
伊東 岩男君	丹下茂十郎君
森 兼道君	中野 猛雄君
平川松太郎君	坪山 德彌君
日比野民平君	立川 太郎君
斯波 貞吉君	丹下茂十郎君
木暮武太夫君	中野 猛雄君
寺田 市正君	坪山 德彌君
天辰 正守君	立川 太郎君
佐藤洋之助君	丹下茂十郎君
三善 信房君	中野 猛雄君
宮澤 裕君	坪山 德彌君
出井 兵吉君	立川 太郎君
石坂 豊一君	丹下茂十郎君
服部 岩吉君	中野 猛雄君
花城 永渡君	坪山 德彌君
小笠原八十美君	立川 太郎君
大野 伴睦君	丹下茂十郎君
加藤 賢司君	中野 猛雄君
盛島 明長君	坪山 德彌君
井阪 豊光君	立川 太郎君
南雲 正朔君	坪山 德彌君
村岡 吾一君	立川 太郎君
川口 義久君	立川 太郎君
内藤 正剛君	立川 太郎君
仲西 三良君	立川 太郎君
長尾秀太郎君	立川 太郎君
高木条太郎君	立川 太郎君
中野 邦一君	立川 太郎君
長井 源君	立川 太郎君
土屋 寛君	立川 太郎君
片山 一男君	立川 太郎君
漢那 憲和君	立川 太郎君
岩瀬 亮君	立川 太郎君
岩元榮次郎君	立川 太郎君
岩瀬 亮君	立川 太郎君
井上 知治君	立川 太郎君
板谷 順助君	立川 太郎君
伊東 岩男君	立川 太郎君
森 兼道君	立川 太郎君
平川松太郎君	立川 太郎君
日比野民平君	立川 太郎君
斯波 貞吉君	立川 太郎君
木暮武太夫君	立川 太郎君
寺田 市正君	立川 太郎君
天辰 正守君	立川 太郎君
佐藤洋之助君	立川 太郎君
三善 信房君	立川 太郎君
宮澤 裕君	立川 太郎君
出井 兵吉君	立川 太郎君
石坂 豊一君	立川 太郎君
服部 岩吉君	立川 太郎君
花城 永渡君	立川 太郎君
小笠原八十美君	立川 太郎君
大野 伴睦君	立川 太郎君
加藤 賢司君	立川 太郎君
盛島 明長君	立川 太郎君
井阪 豊光君	立川 太郎君
熊谷五右衛門君	立川 太郎君

六ノ兩案ヲ一括シテ繰上ゲ上程シ、其審議

青木 精一君 望月 圭介君
森 肇君 守屋 榮夫君
否トスル議員ノ氏名左ノ如シ

眞鍋 儀十君

伊禮

肇君

否トスル議員ノ氏名左ノ如シ

ト進メラレシコトヲ望ミマス

〔賛成〕「反對」「絕對反對」ト呼フ者アリ

○副議長(岡田忠彦君) 松永君ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者起立〕

〔反對々々ト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 起立多數、仍テ松永君ノ動議ハ可決シマシタ、日程第十五、

アルコール專賣法案

及アルコール混用法案、右兩案ヲ一括シテ

アルコール専賣法

及アルコール混用法案、右兩案ヲ一括シテ

第三十二條 政府ハアルコール製造ノ委託ヲ爲スコトヲ得

前項ノ委託ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ申請ヲ爲スベシ

第七條 第八條、第十六條、第二十九條、第三十條、第三十九條及第四十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第四十二條 本法ニ依リ特許又ハ委託ヲ受ケアルコールヲ製造スル者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ特許又ハ委託ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得稅及營業収益稅ヲ免除ス

前項ノ規定ハ特許又ハ委託ヲ受ケタル者ガ其ノ製造場ヲ新設シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第四十五條 昭和十二年三月三十一日迄ニ於ケル販賣ニ付テハ本法ヲ準用ス

第四十六條 昭和十二年三月三十一日迄ニ酒精及酒精含有飲料稅法ニ依リ査定又ハ検定ヲ受ケタルアルコールニシテ本法施行ノ際現存スルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第四十七條 酒精及酒精含有飲料稅法第

四條中「及清涼飲料」ヲ「清涼飲料及アルコール專賣法」に適用ヲ受クル酒精ニ改ム

第四十八條 酒母、醪及麴取締法第一條中「酒類ノ製造免許」ノ下ニ「又ハアルコール專賣法ニ依リアルコール製造ノ特許、許可若ハ委託」ヲ加フ

附帶決議

一 無水アルコール製造ノ原料ハ甘諸馬齡薯ハ勿論其ノ他ノ原料ニ付テノ研究ヲ促進スベシ

二 農村振興ノ目的ヲ達スルヤウ速ニ製造工場ノ設置ヲ期スベシ

○松永東君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第十五及ビ第十

○副議長(岡田忠彦君) 即チ兩案ハ讀會ノ順序ヲ省略シテ何レモ委員長報告ノ通リ可決確定致シマシタ

(拍手起ル)

(別紙)

(小字及一ハ委員會修正)

アルコール專賣法案中左ノ通修正ス

受クベシ其ノ期間内ハアルコールノ製造ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ特許又ハ許可ヲ受ク

ル迄ノ間ニ製造シタルアルコールニ關シテハ本法ヲ準用ス

二 農村振興ノ目的ヲ達スルヤウ速ニ製造工場ノ設置ヲ期スベシ

三 工場ノ設置ニ際シテハ他ノ同一原料ヲ使用スル工業トノ關係ヲ考慮シ之ヲ壓迫セザルヤウ留意スペシ

報告書

一 挥發油及アルコール混用法案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十二年三月二十三日

委員長 平川松太郎

衆議院議長 富田幸次郎殿

〔平川松太郎君登壇〕

○平川松太郎君 只今上程ニナリマシタア

アルコール專賣法案竝ニ揮發油及アルコール

混用法案ニ付テノ委員會ノ過程ニ結果ニ

付テ簡單ニ御報告致シマス、アルコール專

賣法案ノ立法ノ趣意ヘ、我國ニ於ケル揮發油

ハ其產出至ラテ僅少デアリマシテ、之ヲ輸入ニ大部分仰ガナケレバナラナイト云フ現今

ノ狀態デアルノデアリマス、是ニ於テ揮發

油ニ約二割ノ「アルコール」ヲ混用スル、而シテ其「アルコール」ヲ製造スルコト、竝ニ

之ヲ賣販スルコトヲ主トシテ政府ニ於テ之ヲ行ヒタイ、又アルコール混用法案ハ、揮

發油ニ「アルコール」ヲ強制シテ混用セシメ

ル、是ガ揮發油及アルコール混用法案ノ立

法ノ趣意デアルノデアリマス、而シテ「アル

コール」ヲ製造致シマスルコトヘ、豊富竝ニ

低廉ニ之ヲ製造シナケレバナラナイ、豊富

之ヲ馬鈴薯ノミニ依ツテ之ヲ製造スル時ニ於キマシテハ、約五億三千萬貫ノ甘諸ヲ要スルノ

デアリマス、而シテ其豫想ノ製造石數ハ、

廿諸ノミニ依ツテ之ヲ製造スル時ニ於キマ

シテハ、約八億二千万貫ノ馬鈴薯ヲ要シマス、

廿諸ノミニ依ツテ之ヲ製造スル時ニ於キマ

シテハ、約五億三千萬貫ノ甘諸ヲ要スルノ

デアリマス、而シテ其豫想ノ製造石數ハ、

廿諸ノミニ依ツテ之ヲ製造スル時ニ於キマ

ノ質問ヨリ遙ニ劣ッテ居ルト云フ遺憾ガアツタノデアリマス、政府ニ於キマシテヘ、商工省、農林省、陸軍省、海軍省等ノ政府委員ガ出席セラレマシテ、又大藏大臣、商大臣等モ出席ノ上答辯セラレマシタケレドモ、其答辯ニ於テ満足スルコトガ多少出来ナカツタ點ガアルト云フコトハ甚ダ遺憾

デアルノデアリマス

而シテ採決ニ入ルニ先立チマシテ討論ヲ

行ヒマシタ、其討論ノ時ニ於テ、民政黨ノ信太君ヨリ修正動議ガ提出セラレタノデアリマス、即チアルコール專賣法案ニ對スル

修正ノ動議、是ハ既ニ諸君ノ御手許ニ配付シテアリマスガ、是ハ第三十二條ノ第二項ニ「前項ノ委託ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ申請ヲ爲スベシ」又第

三項ノ「前項ノ場合ニ」ト云フ「前項」ト云フ文字ヲ「第一項」ニ修正ラスル、更ニ第四十二條ヲ別ニ附加シタノデアリマス、四十二

二條ハ「本法ニ依リ特許又ハ委託ヲ受ケタルコールヲ製造スル者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ特許又ハ委託ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得稅及營業收益ニ付之ヲ準用ス」此一箇條ノ條文デアリマス、故ニ第四十二條以下一條ヅ、ヲ受ケタル者ガ其ノ製造場ヲ新設シタル場合ニ付之ヲ准用ス

此附帶決議ヲ信太君ヨリ提案セラレ、又岩瀬君ヨリ之ニ賛成ヲセラレ、此修正動議竝ニ附帶決議ニ付テ採決ヲ致シマシタ所ガ、

云フコトハ、最モ急務トスル所デアルノデアリマス、然ルニ之ヲ政府ノ製造ノミニ委

シテ置ク時ニ於キマシテヘ、豫定ノ製造ヲスルコトガ出來ナイ、仍テ民間ニモ之ヲ獎勵ヲシ、委託ヲシナケレバナラヌ、斯様ナ意

味ニ於キマシテ民間事業ヲ獎勵シ補助スルト云フ意味合カラ、此修正ヲシタノデアリマス、此修正ノ法文ノ如キ法文ハ他ニモ人

造石油製造事業法案及製鐵事業法案ニモ斯

ノ如キ規定ガアルノデアリマス、此故ニ委

員會ニ於テハ此修正ラスルト云フ動議ヲ信

太君ヨリ提出致シマシテ、而シテ政府ハ之

ニ賛成ノ意ヲ表シタノデアリマス、政府會

ヲ代表致シマシテ、岩瀬亮君ヨリ賛成ノ御

演説ガアツタノデアリマス、尙又附帶決議トシテ

附帶決議

一 無水アルコール製造ノ原料ハ甘諸馬

鈴薯ハ勿論其ノ他ノ原料ニ付テノ研究

ヲ促進スベシ

二 農村振興ノ目的ヲ達スルヤウ速ニ製

造工場ノ設置ヲ期スベシ

三 工場ノ設置ニ際シテヘ他ノ同一原料ヲ使用スル工業トノ關係ヲ考慮シ之ヲ

壓迫セザルヤウ留意スベシ

此附帶決議ヲ信太君ヨリ提案セラレ、又岩

瀬君ヨリ之ニ賛成ヲセラレ、此修正動議竝ニ附帶決議ニ付テ採決ヲ致シマシタ所ガ、

滿場一致可決シタノデアリマス、尙ホ此附

帶決議竝ニ修正動議、以上ノ本文ニ付キマ

今申ス通リニ「アルコール」ノ製造ト

シテハ悉ク賛成ヲセラレタノデアリマス、

斯様ナ順序ヲ經マシテ、アルコール專賣法

案ハ全會一致ヲ以テ可決シタノデアリマス、

此委員會ノ各委員ノ陳述ニ付キマシテハ、

前申ス通リニ研究ノ結果洵ニ有益ナル質問

ガアッタノデアリマスガ、各委員ノ質問竝ニ

各部分ノ質問ヲ一々此處デ紹介ヲスルノ煩

ヲ避ケマシテ、是ハ速記錄ニ依ツテ御覽ヲ願

ヒタイト思ヒマス

又揮發油及アルコール混用法案ニ付キマ

シテハ、是ハ質問ハ僅ニ一回デ終了シタノ

デアリマス、直チニ討論ニ入リマシテ、全

會一致之ヲ可決致シマシタ、此段御報告致

シマス(拍手)

○副議長(岡田忠彦君) 質疑竝ニ討論ノ通

告ハアリマセヌ、兩案ノ第二讀會ヲ開クニ

御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」呼フ者アリ)

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ兩案ノ第一讀會ヲ開クニ決定シ

マシタ

○副議長(岡田忠彦君) 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開カ

レンコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」呼フ者アリ)

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ直チニ兩案ノ第一讀會ヲ開キ、

議案全部ヲ議題ト致シマス

アルコール專賣法案 第二讀會 挥發油及アルコール混用法案

第一讀會 第二讀會

月以内ノ未入營期間ヲ置クコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該期間ニ相當スル期間以内現役期間ヲ延長スルコトヲ得

リガ一様ニ行ハレルヤウニ致シ、動員準備上ニ缺陷ヲ生ゼシメナイヤウニ致シタイト思フノデアリマシテ、是ガ爲ニハ三月ニ入營セシメマス者ノ現役ノ始マリヲ三月トスルコトナク、ヤハリ十二月ニ現役ニ入ラシメ、三月迄ノ間ハ未入營期間トシテ置キ得ルヤウナ法律ノ改正ガ出來レバ、各人ノ義務負擔ニハ殆ド影響ナク、其目的ヲ達シ得ルノデアリマス、今回本法律案ヲ提出スルニ至リマシタ理由ハ以上ノ通りデアリマス、慎重審議ノ上協賛アランコトヲ希望致シマス

シマス

○松永東君 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開カ
レシコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開キ、

議案全部ヲ議題ト致シマス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(國務大臣杉山元君登壇)

○國務大臣(杉山元君) 兵役法中改正法律案ヲ提出スルニ至リマシタ理由ヲ説明致シ

マス、現在陸軍ノ現役兵ハ、種々ノ關係力

ラ、一般ノ者ハ十二月、一月及ビ三月ニ入營

スルコトニ致シテ居ルノデアリマスガ、現

行兵役法ノ關係上、其中十二月及ビ一月入

營ノ者ノ現役ハ、十二月カラ始マテ二年デア

リ、三月入營ノ者ハ、三月カラ始マテ二年トナッ

テ居リマス、此現役ノ始マル時期ニ差ガアリ

マスコトハ、其者ノ豫備役、後備役ヲ含ム

全服役ニ亘ツテ、其服役及ビ各年次ノ移り變

リ時期ニ差異ヲ生ズルノデアリマシテ、是

ガ取扱ハ人員ガ多數ニ上リ、特ニ其數ガ漸

次多クナツテ參ル傾向ニアリマス、ソ

ル複雜困難トナツテ參タノデアリマス、ソ

シテ此取扱上ノ困難ハ、動員準備ノ上ニ多

大ノ關係ヲ持ツテ居ルノデアリマシテ、此儘

推移致シマスレバ、動員部隊ノ素質ニ累テ

及ボス虞ガ益、大トナツテ參ル狀態ナノデア

リマス、ソコデ十二月又ハ一月ニ入營スル

者モ、三月ニ入營スル者モ、其服役上ノ取

議案全部ヲ議題ト致シマス

第七 兵役法中改正法律案(政府提出、第一讀會

貴族院送付)

兵役法中改正法律案

兵役法中左ノ通改正ス

第十九條ノ二 特ニ必要アルトキハ第十

六條ニ規定スル未入營期間ノ外概ネ三

大ノ關係ヲ持ツテ居ルノデアリマシテ、此儘

推移致シマスレバ、動員部隊ノ素質ニ累テ

及ボス虞ガ益、大トナツテ參ル狀態ナノデア

リマス、ソコデ十二月又ハ一月ニ入營スル

者モ、三月ニ入營スル者モ、其服役上ノ取

議案全部ヲ議題ト致シマス

○松永東君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ

是ニテ散會セラレシコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ
マス、明日ハ議會ノ最終日デアリマスカ
ラ、午前十時ヨリ會議ヲ開會致スコトニ致
シマス、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知
致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時四十八分散會

衆議院議事速記録第二十九號中
誤植正誤

昨二十四日衆議院議事速記録第二十九號七七二
頁一段終ヨリ十二行〔蔭山貞吉君登壇〕ノ前ニ左
記ヲ脱ス

〔第一 防空法案(政府提出)
第一讀會(前會ノ續)〕

